

## **【虐待防止対策推進室関係】**



## 1. 児童虐待防止対策の推進等について

### (1) 平成29年児童福祉法等の改正の施行について（平成30年4月施行）

（関連資料1参照）

虐待を受けた児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号。以下「平成29年改正法」という。）が平成30年4月2日から施行されることに伴い、「児童相談所運営指針」を改正、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の施行に係るQ&A」を作成し、各自治体に周知させていただいたところである。

引き続き、各児童相談所において各家庭裁判所との具体的な司法手続に関する協議を行っていただき、平成29年改正法の円滑な施行に向けて遺漏なきようお願いする。

なお、平成29年改正法については、今後、施行状況等を把握するための調査をさせていただく予定であるので、ご承知おき願いたい。

### (2) 平成30年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について

（家庭福祉課本課関連資料1参照）

平成30年度予算案においては、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」（注）、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正法」という。）、平成29年改正法等に基づき、引き続き、児童相談所及び市町村の体制の強化や専門性の向上等を図るための財政支援を行うこととしている。

（注）子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）の1つ。

#### ① 児童相談所の体制強化等

児童相談所の体制を一層強化するため、平成30年度予算案において、以下の予算を盛り込んでおり、これを積極的に活用し、児童虐待対応等の迅速な対応に努められたい。

- 平成28年改正法により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施に係る費用への補助の充実を図るとともに、児童福祉司スーパーバイザー研修及び児童相談所長研修を実施又は委託する費用に係る補助を創設。
- 一時保護中の子どもの権利擁護を図るため、以下のとおり補助を

充実。

- ・ 一時保護所において学習指導協力員を配置した上で、一時保護中の子どもに対する学習支援その他学習面全般の調整を行う体制を整えた場合の補助の充実。
  - ・ 一時保護中の子どもの生活費の支弁方法の見直し。
  - ・ 一時保護委託を受けた里親や施設が子どもの通学時に送迎を行った場合の加算の創設。
  - ・ 児童養護施設等に一時保護専用施設を設けた場合の運営費の加算（一時保護実施特別加算）における敷地内要件の緩和。
- 未成年後見人の確保を図るため、児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人が報酬等の補助対象となるよう、未成年後見人支援事業の補助対象を拡大。
- その他、弁護士や子どもの安全確認等を行う職員の配置に要する費用等への補助の実施。

## ② 市町村の体制強化等

市町村の相談支援体制を強化するため、平成30年度予算案において、以下の内容を盛り込んでおり、これらを積極的に活用し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努められたい。

（市町村の体制強化）

- 平成28年改正法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことを踏まえ、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の運営に要する費用（人件費等）及び既存の施設の修繕等に要する費用の補助。
- 市町村が児童相談所からの指導措置の委託など、在宅支援が適切に実施されるよう、市町村にスーパーバイザーを配置するための費用の補助。
- 要保護児童対策調整機関の専門職が平成28年改正法による義務化された研修等を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員又は心理担当職員等を配置するための費用の補助。

（中核市・特別区における児童相談所設置に向けた支援）

- 児童相談所の設置を目指す中核市及び特別区へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用について補助を創設。
- 新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算を創設。

### (3) 児童相談所・一時保護所の体制整備等について

#### ① 児童相談所強化プランの推進及び平成30年地方交付税措置について (関連資料2～4参照)

##### ○ 児童相談所強化プランについて

児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加等の深刻な状況を踏まえ、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため平成28年4月に「児童相談所強化プラン」を策定した。

本プランは、平成28年度(2016年度)から平成31年度(2019年度)までの4年間で児童福祉司等の専門職を1,120人増員することを目指しており、平成28年度の地方交付税として、標準団体(人口170万人)当たり(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費として67人(児童福祉司39人(うちスーパーバイザー7人)、児童心理司15人、保健師3人)の職員が措置され、平成29年度においては、児童福祉司2人、児童心理司2人が増員されている。

さらに、平成30年度においても、児童福祉司1人、児童心理司1人が増員される予定となっている。

本プランは、平成28年改正法において明確化された家庭養育優先原則や、里親や養子縁組に関する支援業務も含め、児童相談所の体制及び専門性を総合的に強化することを目的としたものであることから、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下「各都道府県等」という。)におかれては、引き続き、児童相談所の専門職の計画的な配置を検討し、体制の強化に努めていただくようお願いする。

特に保健師の配置については、児童相談所に配置されている保健師の具体的な業務内容や配置によるメリットとして愛知県、三重県、宮崎県、横浜市の事例をまとめたので、関連資料をご参照いただき、各児童相談所への配置に向けて取り組んでいただきたい。

##### ○ 児童福祉司の配置標準について

平成28年改正法において、児童福祉司の配置標準が見直され、児童福祉法施行令第3条及び児童福祉法施行規則第5条の2の2に基づき、以下のア及びイを合計した数を配置標準とし、各都道府県等が当該標準をもとに管内の児童相談所に配置する全体の人数を定めていただくこととなっている。

この配置基準では、児童相談所ごとの対応件数をベースに算定するが、この基準は管内全体の人数を算定するものであり、児童相談所ごとの配置標準を定めるものではないため、各児童相談所に配置

する児童福祉司の数は、地域の実情に応じ適切に配分していただきたい。

(児童福祉司配置標準の計算方法)

ア 各児童相談所の管轄区域の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるもの）を4万で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

イ 各児童相談所の管轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数（公表された最近の福祉行政報告例に基づく当該児童相談所での児童虐待相談対応件数の結果を管轄区域の人口で除したもの）が全国平均値0.001（全国の「児童相談所における児童虐待相談対応件数」を全国の人口で除して得たもの）より多い場合には、当該児童相談所における児童虐待相談対応件数から、当該児童相談所の管轄区域の人口に0.001を乗じて得た件数を控除し、その得た件数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

## ② 在宅指導措置等の推進について（関連資料5参照）

平成28年改正法において、家庭養育優先原則が明記されるとともに、市町村は身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行うこととされ、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第26条第1項2号及び第27条第1項第2号の規定に基づき都道府県等や児童相談所が行う子どもや保護者への指導（以下「在宅指導」という。）の委託先として、新たに市町村が規定された。市町村は、基礎自治体として地域の子育て支援の中心的役割を担っており、児童虐待への対応においては、市町村が実施する子育て支援サービスの提供を含め、児童相談所と市町村が連携して行うことが重要である。各都道府県等におかれては、市町村と協議の上、児童相談所が行う在宅指導の市町村への委託を積極的に検討いただきたい。

また、従来より、在宅指導は児童家庭支援センターに限らず、障害児に対する相談支援を行う事業者や子育て支援事業などの業務を行っており、在宅指導を適切かつ確実に行うことができると認められる法人（以下「児童家庭支援センター等」という。）に委託して行うことができることとされている。児童家庭支援センター等への委託に係る費用については、児童虐待・DV対策等総合支援事業における「児童家庭支援センター運営等事業（指導委託促進事業）」を活用いただくことが可能であり、地域で子どもや保護者を支援する観点から、幅広い法人等の活用も含め、児童家庭支援センター等への委託について積極的に検討いただきたい。

このほか、泣き声通告や面前DV通告に係る安全確認の業務等につ

いては、児童相談所を中心として実施しているところであるが、児童虐待発生時の迅速な対応を行う体制の強化を図る観点から、児童相談所の業務の一部を、地域で活動する民間団体へ委託することも考えられる。今般、虐待通告を受けたあとの安全確認（福岡市）、家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施（富山県）について、児童相談所の業務の一部を民間団体へ委託している事例をまとめたので参考にさせていただきたい。

### ③ 一時保護所の環境整備等について（関連資料6参照）

#### ○ 一時保護の環境整備について

一時保護された子どもは、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を抱えていることが考えられる。加えて、子どもの年齢や一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一人一人の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるものであることが望ましい。

このため、一時保護所においては、原則として個室対応を基本とし、「混合処遇」の解消を含め、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うこととともに、里親、児童福祉施設等への委託一時保護の活用も含め、全ての子どもに適切な支援を行える体制整備を図っていただきたい。

なお、一時保護の体制整備については、「次世代育成支援対策施設整備交付金」や「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護委託児童の受入体制の整備について」（平成29年7月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を積極的に活用いただきたい。

また、平成28年改正法等を受けて、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めるための「一時保護ガイドライン」を検討しており、平成30年1月31日の「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」にお示しした案を関連資料6としてお付けしているのでご参照されたい。

#### ○ 一時保護所の第三者評価等の実施について

一時保護所は、保護された子どもに対し、安全で安心できる生活の場を確保し、子どもの心身の状況や置かれている環境を把握する施設であるとともに、子どもの意見が適切に表明されるよう配慮することなどの子どもの権利擁護を図る必要がある。

このため、こうした観点から、運営に関し、自己評価及び外部評価を行うことが望ましく、一時保護所の外部評価の実施にあたっては、「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」に基づき、第三者評価の受審費用への支弁も行っている。

厚生労働省においては、今年度実施している「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」において、一時保護所の第三者評価基準・項目・評価方法等について検討しており、当該調査研究の結果をもとに、来年度以降も引き続き第三者評価基準等について検討することとしている。

各都道府県等におかれては、厚生労働省の検討と並行して、子どもの権利擁護や一時保護所のより適正な運営の観点から、平成29年度の調査研究の結果で示される自己評価のための評価項目等や平成27年度に実施した「児童相談所一時保護所の更なる質の向上のための調査研究事業」の報告書でお示ししている評価項目等も参考に、一時保護所の運営に係る自己評価等を行っていただきたい。

なお、今後、自己評価等の実施状況を把握するための調査をさせていただき予定であるので、ご承知おき願いたい。

#### ○ 一時保護期間の長期化の分析について

一時保護の期間は原則2ヶ月を超えてはならないとされているが、一時保護の目的を達成するまでに要する必要最小限の期間とするべきであり、不必要に一時保護を継続すべきではない。

このため、一時保護が長期化しているケースについては、その要因を分析し、長期化の解消に向けた対応を検討いただくことも重要である。

各都道府県等におかれては、一時保護期間の長期化の要因分析を行い、一時保護のより一層の適正化を図っていただきたい。

なお、厚生労働省においても、今後、一時保護の長期化の分析に向けた調査をさせていただき予定であるので、ご承知おき願いたい。

#### ○ 一時保護所職員の研修について

一時保護所は虐待や非行など様々な理由により保護された子どもが入所しており、一時保護所の職員は、こうした子ども達の不安を軽減・解消し、安心して生活ができるように子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことが必要である。また、子どもの援助指針（援助方針）の決定にあたっては、一時保護所職員による行動観察等も含めたアセスメントが重要な要素となることから、職員の専門性の確保・向上が求められる。

このため、各都道府県におかれては、一時保護所の職員についても、平成28年改正法において児童福祉司等に受講が義務化された研

修に参加させるなど、職員の専門性向上に努めていただきたい。

また、国立武蔵野学院において、毎年、一時保護所職員向けの研修を実施（2回）しているところであるが、平成30年度においては3回実施することとしている。

具体的な日程や募集人数については、追って厚生労働省よりご連絡させていただくので、職員の積極的な研修受講についてご検討いただきたい。

#### ○ 医療機関での一時保護について

児童相談所と医療機関との連携については、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企発第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）において、医療機関から通告を受けた際の対応や情報共有の方法等についてお示ししているところであるが、医療機関での一時保護の実施にあたっては、必要な医療的ケアが行われている段階から、担当医師との連携を図りながら、次の援助への移行に向けた検討を行い、医療機関での医療的ケアが行われた後は、速やかに退院に向けた手続き等を行うことが必要である。

すでに、平成29年8月17日に開催した「全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」において周知したところであるが、引き続き、適切な運用をお願いします。

また、医療機関から通告があった場合には、児童虐待が疑われる外傷等の治療が行われたことが想定され、安全確認等の対応が遅れることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、通告がされた日のうちに医療機関へ出向いてその事実や状況を把握していただくようお願いする。

#### ④ 児童相談所職員等の研修について

##### ○ 児童福祉司スーパーバイザー研修の実施について

（関連資料7参照）

平成28年改正法により児童福祉司等に受講が義務化された研修（以下「児童福祉司任用後研修等」という。）のうち、児童福祉司スーパーバイザー研修については、本年度においては、「子どもの虹情報研修センター」（横浜市）に加え、厚生労働省の委託事業として、公益財団法人SBI子ども希望財団においても神戸市・大阪市で実施した。

平成30年度においても、引き続き「子どもの虹情報研修センター」及び「SBI子ども希望財団」において実施されることになっ

ているので、ご承知おきいただきたい。

なお、関連資料7のとおり、子どもの虹情報研修センターから平成30年度の研修に係る実施要項が発出されているので、具体的な日程や申し込み方法等についてご確認いただきたい。

また、児童福祉司任用後研修等については、実施方法にかかる検討の参考とするため、今後の受講者数の見込みを把握するための調査をさせていただく予定であるので、ご承知おき願いたい。

#### ○ 研修テキストの作成について

本年度、厚生労働省の調査研究事業において、児童福祉司任用後研修等の研修カリキュラムの科目ごとに、講義する上で必要なポイントをまとめた研修テキストの作成をしているところであり、今年度中に作成し、公表することとしている。

各都道府県等におかれては、平成30年度以降の研修の実施にあたっては、当該テキストをご活用いただきたい。

### (4) 市町村の体制整備について

#### ① 児童相談所の設置を希望する市区における児童相談所の設置について (関連資料8参照)

平成28年改正法において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られ、同法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、平成29年度予算において、中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や、児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を計上した。

さらに、平成30年度予算案においては、児童相談所の設置を目指す中核市及び特別区へ職員を派遣する都道府県等に対する、代替職員の配置に要する費用への補助の創設や、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算を創設する。

また、制度・運用面の支援策としては、児童相談所の設置を円滑に行えるよう、設置準備から開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた児童相談所設置のためのマニュアルの作成や、児童福祉司の任用資格要件を見直し、実務経験として市町村等の

ているので、ご承知おきいただきたい。

なお、関連資料7のとおり、子どもの虹情報研修センターから平成30年度の研修に係る実施要項が発出されているので、具体的な日程や申し込み方法等についてご確認いただきたい。

また、児童福祉司任用後研修等については、実施方法にかかる検討の参考とするため、今後の受講者数の見込みを把握するための調査をさせていただく予定であるので、ご承知おき願いたい。

#### ○ 研修テキストの作成について

本年度、厚生労働省の調査研究事業において、児童福祉司任用後研修等の研修カリキュラムの科目ごとに、講義する上で必要なポイントをまとめた研修テキストの作成をしているところであり、今年度中に作成し、公表することとしている。

各都道府県等におかれては、平成30年度以降の研修の実施にあたっては、当該テキストをご活用いただきたい。

### (4) 市町村の体制整備について

#### ① 中核市・特別区における児童相談所の設置について

(関連資料8参照)

平成28年改正法において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られ、同法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、平成29年度予算において、中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や、児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を計上した。

さらに、平成30年度予算案においては、児童相談所の設置を目指す中核市及び特別区へ職員を派遣する都道府県等に対する、代替職員の配置に要する費用への補助の創設や、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算を創設する。

また、制度・運用面の支援策としては、児童相談所の設置を円滑に行えるよう、設置準備から開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた児童相談所設置のためのマニュアルの作成や、児童福祉司の任用資格要件を見直し、実務経験として市町村等の

児童家庭相談業務の拡大などを講じている。

各都道府県におかれては、管内中核市・特別区における児童相談所の設置の意向を確認し、中核市・特別区における人材養成等への支援を計画的に検討・実施していただくようお願いする。

## ② 都道府県における管内市町村の相談支援体制の強化に向けた支援について (関連資料 9 参照)

平成28年改正法において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化された。

これを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）については、昨年4月に施行されて以降徐々に設置が進んできている中、都道府県によっては、都道府県レベルで積極的な支援策を講じて、市区町村の支援拠点の設置を含む相談支援体制の強化に取り組んでいるところもある。

なお、都道府県におかれては、要保護児童対策調整機関調整担当者研修や支援拠点の職員などの子ども家庭支援を担当する職員を対象とした市町村向け研修について、管内市町村の研修受講状況や研修希望などを把握の上、市町村職員が確実に研修を受講できるよう計画的に研修を実施されたい。その際には「児童虐待・DV対策等総合支援事業費」の「児童虐待防止対策研修事業」を積極的にご活用いただきたい。

都道府県が市町村の相談支援体制の強化に向けて支援している例として、山口県では今年度、管内市町の子どもの家庭支援体制整備訪問調査により支援拠点の整備計画や設置に向けた課題等についての調査を実施し、また「平成32年度（2020年度）中に、県内全市町で、子ども家庭支援体制の整備完了を目標」に掲げ、目標達成に向けた取組を平成30年度から本格的に開始する予定である。具体的には、児童相談所による市町に対する支援（児童相談所の援助方針会議への市町職員の出席。児童相談所職員が市町を巡回し、市町業務のスーパーバイズを実施）、児童相談所から市町への事案の送致（泣き声通告、警察からの面前DVによる心理的虐待通告）などの取組を予定しており、こうした取組を通じて管内市町の子どもの家庭支援体制の整備、ひいては市町村の対応力強化につなげているところである。

こうした取組も参考に、各都道府県におかれては支援拠点の設置促進を含む、管内市町村の相談支援体制の強化に向けた積極的な取組を

進めていただくようお願いしたい。

### ③ 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進について

(関連資料10参照)

支援拠点について、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参考に、市町村の体制整備に努めていただくようお願いする。

支援拠点の設置に関して、特に留意していただきたい点としては、以下のとおりである。

- ・ 小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能であること
- ・ 支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められること
- ・ 支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められること
- ・ 平成28年改正法の趣旨を踏まえ、支援拠点も含めた市区町村の子ども家庭相談体制の一層の強化を図るように努めること

また、平成30年度予算案における財政支援策としては、直営で行う場合と一部業務を委託して行う場合に分けて、1支援拠点を単位として、児童人口規模に応じて設定した5種類の区分に基づき、人件費を含む運営費の補助(児童虐待・DV対策等総合支援事業)及び既存の施設の修繕等に要する費用の補助(次世代育成支援対策施設整備交付金)を計上していることから、積極的な活用をお願いしたい。

### ④ 要保護児童対策地域協議会の設置促進等について

「要保護児童対策地域協議会」、「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」については、児童福祉法により、設置・実施が努力義務とされているほか、子どもの貧困対策会議(平成27年12月21日)で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」において、設置・実施を徹底することとされている。

ア 要保護児童対策地域協議会(関連資料11参照)

平成28年4月1日時点で、既に全国1,741市町村のうち1,727市町村（99.2%）で設置されている。

未設置の自治体については、児童数や児童虐待相談件数が少なく設置する必要がないなどの状況をお聞きしているが、要保護児童等に対して、関係者間での情報の交換と支援の協議を行い、早期に対応するために重要な役割を担う機関であるため、設置に向けた検討をお願いしたい。

都道府県におかれても、管内の設置状況を確認の上、管内市町村の相談体制強化の取組とあわせて、未設置市町村への積極的な働きかけ、支援をお願いする。

#### イ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

平成28年4月1日時点で、乳児家庭全戸訪問事業については99%を超える市町村で実施され、養育支援訪問事業については、約84%の市町村で実施されている。

特に、養育支援訪問事業については、実施していない理由として、訪問できる人材がいない、支援者（家庭）が少ない、母子保健法に基づく事業で対応可能等の状況をお聞きしているが、地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施する必要があるため、家庭訪問型子育て支援を実施している民間団体等を活用するなど、対象家庭の把握に努め、地域の実情に応じた事業展開が図られるよう、事業化に向けた検討をお願いしたい。

また、乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握等を行う事業である。本事業について、母親だけが対象であると誤解されているとの指摘があるが、本事業の実施に当たっては、父親も含む家庭の養育環境の把握等を行うよう留意されたい。

### （5）検討会等における取組について

#### ① 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

（関連資料12参照）

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項において、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策など、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う責務を規定している。

また、平成23年7月の厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」においては、検証の対象は、「虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とすることが望ましい」としている。

さらに、児童相談所運営指針及び市町村子ども家庭支援指針では、「複数の地方自治体が関与していた事例では、事件発生の前における関係機関の関与状況に限ることなく、虐待発生の要因や転居前後の関係機関のケースの引き継ぎ状況等について、当該家庭に関わる一連の過程を検証し、再発防止につなげることが重要である。」としており、転居前後の自治体が相互に協力して検証することや連携の上でそれぞれの自治体が検証することなど、一連の過程が適切に検証できるよう努めていただきたい。

なお、地方公共団体において子ども虐待の疑いを含む死亡事例等が発生した場合には、本通知を参考に検証を実施していただくとともに、検証等に必要となる費用として、30年度予算（案）にも「児童虐待・DV対策等総合支援事業費」の「評価・検証委員会設置促進事業」（都道府県、指定都市、児童相談所設置市）及び「子ども・子育て支援交付金」の「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（市町村）が引き続き盛り込まれているので、こうした補助金等も有効に活用しつつ検証を実施していただき、子ども虐待による死亡事例等の発生予防・再発防止に努めていただきたい。

## ② 「居住実態が把握できない児童」への対応について

「居住実態が把握できない児童」については、特に支援を必要としている場合があることから、平成26年11月の関係府省庁による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」における申し合わせを踏まえ、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知。以下「三省連名通知」という。）を発出するとともに、平成26年度から毎年度、各市町村の居住実態が把握できない児童に係る取組状況を把握するための実態調査を実施している。

### ○ 平成29年度調査の実施について（関連資料13参照）

現在、平成29年6月1日時点の調査対象児童について、本年5月31日までの各市町村における所在等の確認状況等を調査中であり、本年6月下旬に調査結果を公表する予定であるので、地方自治体におかれては、調査へのご協力をお願いしたい。

また、居住実態が把握できない児童の所在等の確認のためには、

まずは当該子どもの住所地市町村における関係部署及び関係機関の連携した対応が重要であることを踏まえ、

- ・ 当該子どもの存在を把握した場合は、迅速に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問及び情報共有を実施し、所在等の把握につながる情報の把握に努めること
- ・ 子どもの所在を確認した際に、支援が必要と認められる場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、居住実態を継続的に確認するため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、引き続き三省連名通知に基づく取組を徹底し、当該児童の所在及び安全確認に取り組んでいただきたい。

### ③ 児童虐待防止推進月間における取組及び平成30年度全国フォーラムの開催について(関連資料14～15参照)

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成29年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 全国から募集した「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所全国共通ダイヤル「189」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ 新聞突き出し広告、Yahoo! バナー広告の活用による広報
- ・ 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ（室内照明を活用し、庁舎窓ガラスにオレンジリボンを浮かび上がらせる取組）
- ・ 児童虐待防止対策協議会の開催

等の取組を実施した。

また、平成30年度においては、児童虐待防止推進月間に合わせ、毎年開催している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を平成30年10月28日（日）に宮城県仙台市の仙台国際センターにおいて開催する予定である。

各自治体においては、来年度も引き続き、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」への積極的な参加を始め、児童虐待防止推進月間の各種取組への協力をお願いする。

## (6) その他の児童虐待防止対策の取組について

### ① 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）の施行について（関連資料16参照）

「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号。以下「改正法」という。）が平成29年6月23日に公布され、同年7月13日に施行された。

改正法においては、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設され、性的虐待への対応の強化が図られており、児童相談所や市町村は、警察との連携をより一層強化する必要がある。

児童相談所等から警察に対する情報提供等については、「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について」（平成28年4月1日付け雇児総発0401第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、対応いただいているところであるが、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案等については、迅速に警察と情報共有を図るなど、引き続きその適切な運用をお願いする。

また、改正法により強姦罪の構成要件が見直されるとともに、罪名が「強制性交等罪」に改められた。強姦罪は、事実上、その行為主体が男性に限られてきたところ、被害を受けた者が被る身体的・精神的苦痛は、性差によって異なるものではないと考えられることから、その客体を「女子」に限定していた点を改め、男性も含むこととされた。

各都道府県等におかれては、強姦罪の構成要件の見直しにより、新たに被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して、偏見に基づく不当な取扱いを行うことがないよう、管内児童相談所や関係機関への周知徹底をお願いする。

### ② 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の運用改善について （関連資料17参照）

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、本年2月より、携帯電話等からの発信について、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応するコールセンターの運用を開始しており、平成30年度においても、引き続き運用していく予定である。

夜間・土日祝日における電話の転送先の変更など、運用に関するご相談があれば厚生労働省までご連絡をいただきたい。

### ③ 児童虐待の通告等を受けた場合の子どもの安全確認について

児童虐待の通告等を受けた場合においては、緊急保護の可否等を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であ

ると考えられることから、子どもを直接目視することにより、安全確認をすることを基本としている。

子どもの安全確認の方法等については、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）及び「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、お示ししているところであり、各都道府県等におかれては、管内の児童相談所や市町村に対し、改めて周知徹底していただきたい。

特に、児童相談所においては、家庭訪問等によっても長期間子どもを直接目視できず子どもの状況自体把握できないような場合にあつては、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律82号）の規定に基づく出頭要求、立入調査、臨検・捜索を行うことも検討し、子どもの安全確認・確保に努めていただきたい。

なお、児童相談所及び市町村における、子どもの安全確認の体制の強化に向けては、児童虐待・DV対策等総合支援事業における「児童の安全確認等のための体制強化事業」を積極的にご活用いただきたい。

#### ④ LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもへの対応について

都道府県及び市町村は、保護者等による虐待防止及び当該子どもの保護を図る際には、個々の子どもに応じた適切な支援を図る必要があり、とりわけ、LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもについては、相談支援や保護を行う際に、当該特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置を講じていただくようお願いする。

なお、LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもへの相談支援や保護にあたっては、文部科学省が作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」も参考とされたい。

（参考）性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)

#### ⑤ 警察からの面前DV通告に関する検討について

年々増加している警察から児童相談所に対する面前DVを含む心理的虐待事案への対応の在り方について検討するため、今年度の「子ども・子育て支援推進調査研究事業」において、全国の児童相談所及び市区町村を対象にアンケート調査を実施し、実態把握を行ったところである。大変お忙しい中、本調査にご協力いただき、感謝申し上げます。

現在、アンケート調査結果の分析等が行われているところであり、近日中には報告書として取りまとめられる予定であるのでご承知おき願いたい。

また、今年度の調査結果を踏まえ、引き続き、面前DV通告等への対応の在り方について検討を進めていく予定であるので、併せてご承知おき願いたい。

[関連資料：虐待防止対策推進室]



# 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

## 改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することとすることができる等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

## 改正の概要

### 1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

### 2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬこととする。

### 3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

### 4. その他所要の規定の整備

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

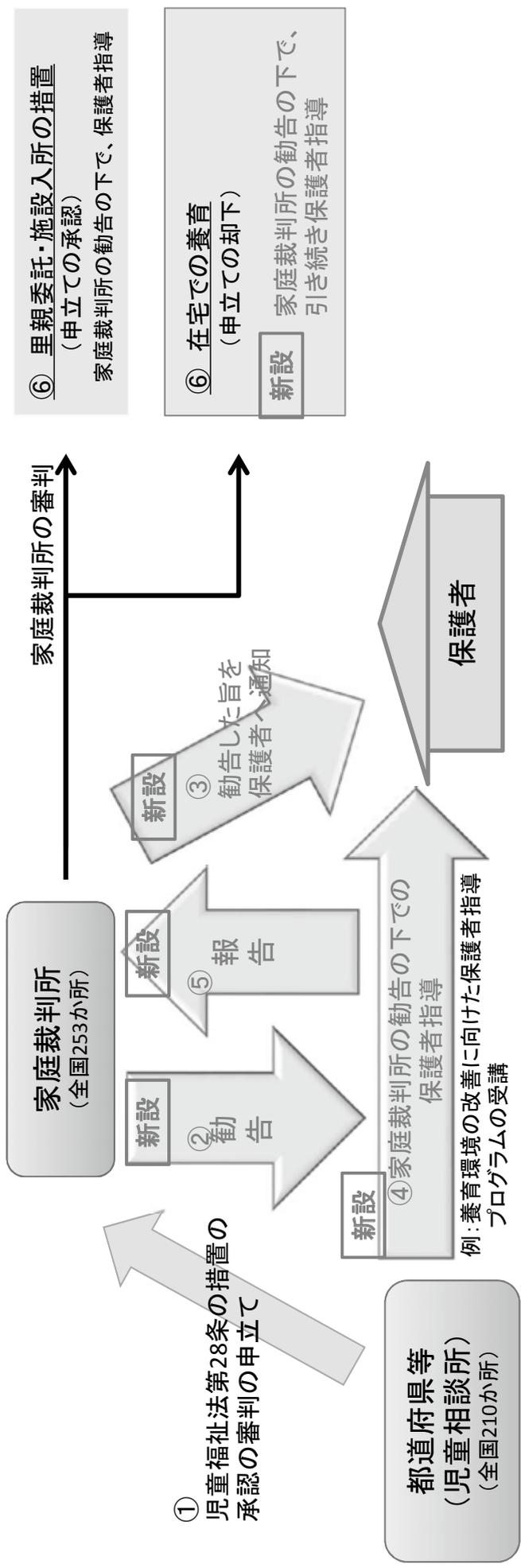
# 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 **新規** 【児童福祉法】

## 課題

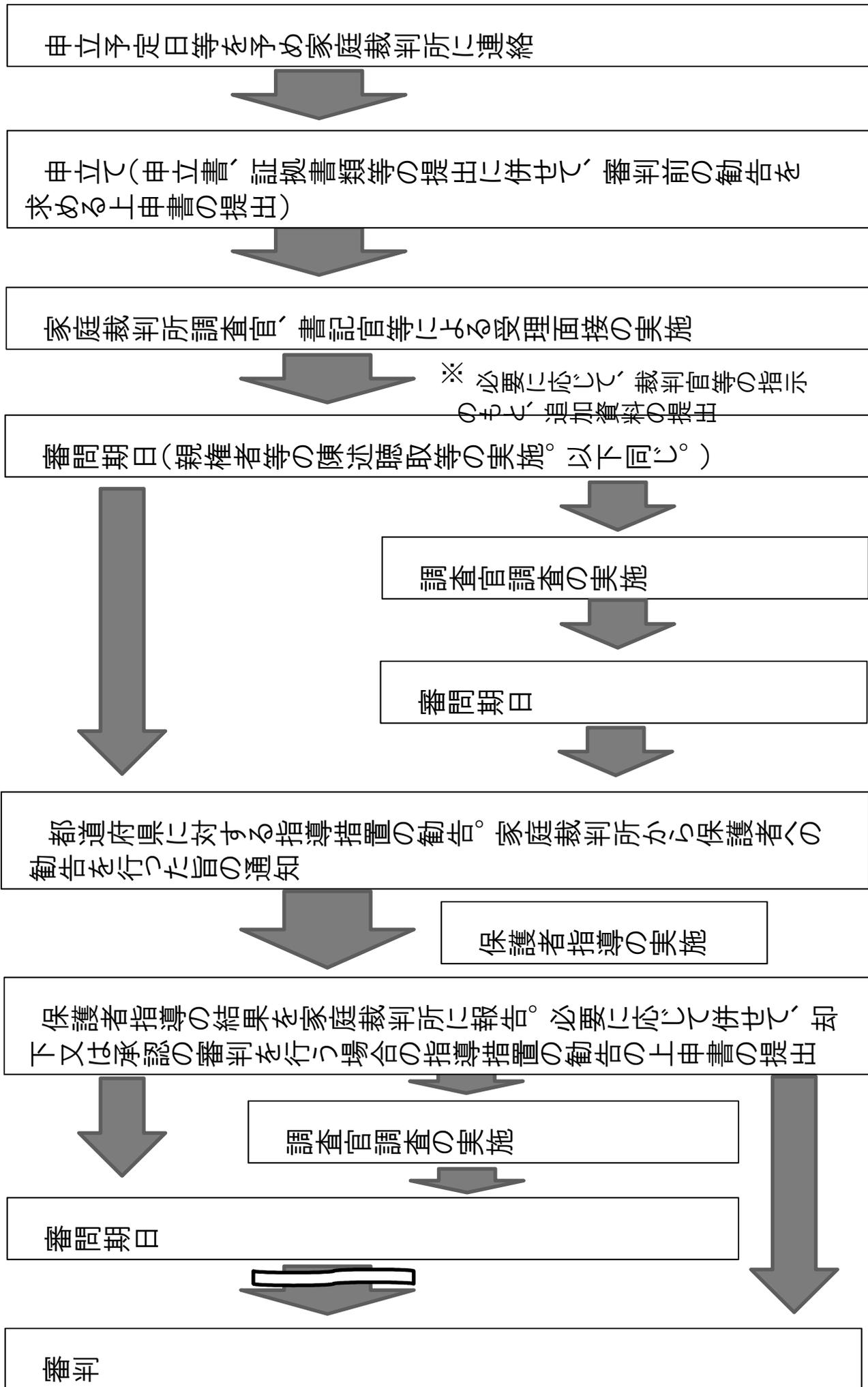
- 児童虐待を行った保護者への指導の実効性が上げられないケースがある。
- ➡ 改正児童福祉法(H28)により家庭での養育が原則とされ、在宅での養育環境の改善が求められている。

## 改正法による対応

- 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県等は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- 上記の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県等に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- 家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。



児童福祉法第28条に基づく審判前の勧告を行う場合の審理手続の流れ(例)



## 審判前の勧告を求めるケース

次の事例のように、保護者によるネグレクトが続いているため家庭裁判所へ承認の申立てを行ったが、家庭裁判所の勧告の下で実効性ある保護者指導が行われれば、家庭での養育が可能と考えられる場合などが想定される。

### 例1

子どもの自宅が、物が散乱し、異臭がするなど、いわゆる「ゴミ屋敷」になっているほか、電気、ガス等のラインが断続的に停止するなど、子どもの生活環境が著しく損なわれる不適切な養育状況が続いているが、保護者が対応・支援を拒否し続けている事例

→（上申の例）市町村の在宅支援サービス等を定期的に活用して自宅の生活環境を改善し、子どもへの適切な養育環境を整え維持するよう指導すること。

### 例2

保護者のネグレクトを原因とする法第28条に基づく親子分離中に、一定期間保護者指導プログラムを受講している保護者につき、プログラムの受講完了後、更に、プログラム受講の効果を見極めるため、親子生活訓練室での宿泊や一時帰宅を実施する必要があると求めているにもかかわらず、保護者はプログラムを受講が完了しただけで、このような状態が続く限りは親子分離法第28条第2項ただし書に基づく更新の審判に当たって、このような状態が続く限りは親子分離を続けざるを得ない事例

→（上申の例）保護者指導プログラムの受講を完了させた上で、宿泊や一時帰宅を週1回程度繰り返す中で、親子関係を改善するなど、子どもが家庭に復帰することができると認められる状況になるよう指導すること。

# 家庭裁判所による一時保護の審査の導入 新規 【児童福祉法】

**課題**

- 一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断で行うことができるが、手続の適正性を一層担保する観点から司法関与が求められている。
- 本来暫定的な措置(原則2ヶ月)である一時保護が長期化している場合がみられる。

## 改正法による対応

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬこととする。

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">改正後</span>	現行
○ 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。	○ 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
○ 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、 <u>家庭裁判所の承認を得なければならぬ。</u>	○ 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、 <u>都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。</u>

○ 一時保護の期間別件数(年間換算、推計値)【単位:件】

	開始時	2ヵ月経過時
総数	30297	3612
同意あり	23811	3144
同意なし	6486	468

(参考1)

- ・施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数  
年間**317件** (平成28年度福祉行政報告例)

(参考2)

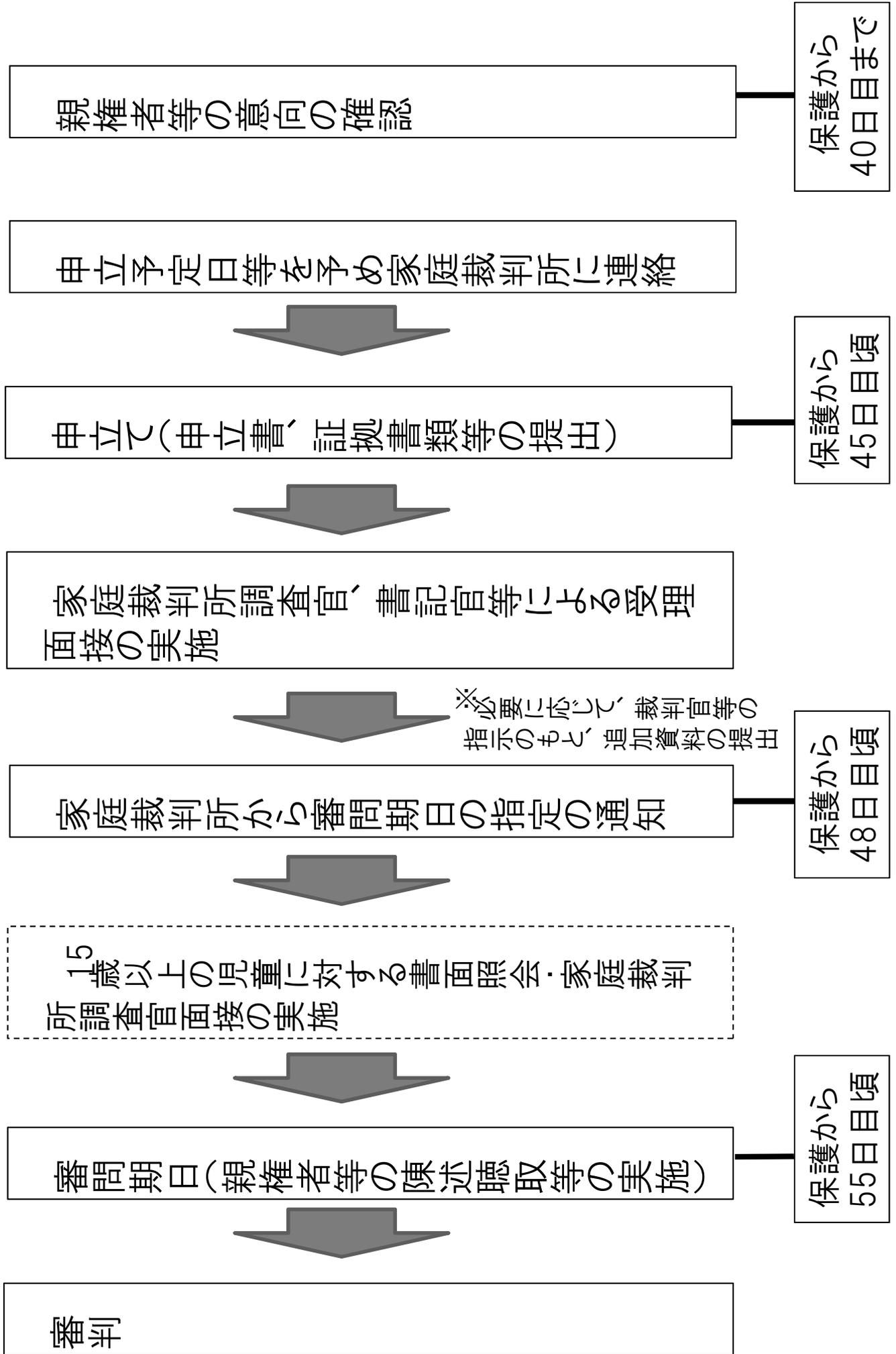
- ・児童相談所の設置数(平成28年10月1日現在)  
**全国210か所**
- ・家庭裁判所の設置数(平成28年7月1日現在)  
**全国253か所** (本庁50か所、支部203か所)

※ 全国の児童相談所(209か所)に対し実施した調査の結果  
平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査

### <例外>

- 親子関係に関するより重大な判断を既に司法に委ねている場合(施設入所等の申立て、親権喪失の請求、親権停止の請求等を行っている場合は、家庭裁判所の承認を必要としない。
- 2ヶ月経過前に申立てを行っているが、家庭裁判所の審判がまだ確定していない場合で、やむを得ない事情がある場合(即時抗告が行われた場合等)は、引き続き一時保護ができる。

引き続きいての一時保護の承認の審判の審理手続の流れ(例)



# 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 拡充 【児童虐待防止法】

- 課題**
- 現行の接近禁止命令は、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合(28条措置)にのみ行うことができるが、それ以外でも接近禁止命令が必要な場合がある。
  - ※ 接近禁止命令とは、都道府県知事が、児童の保護者に対し、児童へのつきまとい、居所・学校等の周辺のはいかいを禁止する命令（平成19年改正で創設）
  - ※ 罰則；1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

## 改正法による対応

- 接近禁止命令について、一時保護や親権者等との同意のもとでの里親・施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

- 面会・通信制限、接近禁止命令を行うことができる場合

	面会・通信制限	接近禁止命令
一時保護	○	× → ○
同意入所措置	○	× → ○
28条措置	○	○

- 接近禁止命令の件数
- |        |    |
|--------|----|
| 平成26年度 | 1件 |
| 平成27年度 | 1件 |
| 平成28年度 | 1件 |

- 28条措置以外で接近禁止命令が必要と考えられる場合があるかどうか(児童相談所に対する調査結果より)

	児童相談所数(か所)	割合(%)
ある	109	52
ない	100	48
計	209	100

## ＜活用が期待されるケース＞(児童相談所に対する調査結果より)

- 事例① 性的虐待を受けた児童・生徒を一時保護し、高校に通学していたが、虐待を行った保護者が学校に現れ、接触を持つおそれがある事例
- 事例② 父親が身体的虐待を行い逮捕勾留され、母親の同意を得て施設入所となったが、勾留期限が切れ、出所後に父親が施設などに現れたり、付きまったりするおそれがある事例
- 事例③ 一時保護中に子どもを病院に受診させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある事例 など

## その他所要の規定の整備（歯科医師等の例示の追加について）**（拡充）**【児童福祉法、児童虐待防止法】

- 児童虐待防止法（第5条）では、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として医師、保健師、児童福祉施設職員、弁護士が例示されているが、児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている「歯科医師」も例示に追加すべきとの指摘がある。

（昨年の児童福祉法等改正法案の国会審議においても議論が行われた。）

### 改正法による対応

- 今般の改正に際して、他の規定も含め、歯科医師を例示に追加するほか、同様に児童虐待防止対策において重要な役割を担っている保健師、助産師、看護師も、併せて例示に追加することとする。

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄） ※赤字部分を追加

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条（略）

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に係る職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、この限りでない。

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われられる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

## 検討規定

【児童福祉法、児童虐待防止法】

### 附則 (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※検討が予定される項目(例) ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与  
・家庭裁判所による一時保護の審査

### (参考) 昨年の児童福祉法等の一部を改正する法律における検討規定

#### 附則

#### (検討等)

- 第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童(次項において「要保護児童」という。)を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、第一条の規定による改正後の児童福祉法第二十五条第一項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 児童相談所強化プラン(概要)

## 1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

## 2. 内容

### ① 専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士 の配置を積極的に推進。

### ② 資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

### ③ 関係機関との連携強化等

- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

## 3. 専門職の増員目標

平成27年度実績  
(2015年度)

児童福祉司 2,930人

〔 スーパーバイザー 470人 〕

児童心理司 1,290人

保健師 90人

(強化プラン期間4年間)

＜平成29年度実績(2017年度)＞  
3,253人(H27'比+323人)  
※平成29年度中に任用予定の者を含む。

618人(H27'比+148人)

1,379人(H27'比+89人)

138人(H27'比+48人)

平成31年度目標  
(2019年度)

3,480人  
+550人程度(H27'比+19%)

580人  
+110人程度(H27'比+23%)

1,740人  
+450人程度(H27'比+35%)

210人  
+120人程度(H27'比+133%)

※保健師については、平成29年度を目標とする。

合計 4,310人

+1,120人程度(H27'比+26%)

＜平成29年度実績(2017年度)＞  
4,770人(H27'比+460人)

5,430人

※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

## 平成30年度の地方交付税措置（予定）について

- 「児童相談所強化プラン」（平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）を達成するため、地方交付税措置により、児童相談所により、児童相談所の専門職の増員を図る。
- 平成30年度については以下のとおり措置される予定。
- プランの達成に向けた職員配置の充実については、必要な交付税措置が講じられるものと承知しており、平成31年度も、プラン達成に向けて地方交付税要望を行っていく。

### 交付税措置の考え方

- 児童相談所の専門職の人員費は、地方交付税上、次のとおり計上されている。  
（大項目）厚生労働費/（小項目）社会福祉費/（細目）児童福祉費/（細節）児童相談所費の給与費
- 給与費に計上されている児童相談所の職員数は、標準団体（人口170万人規模）当たりの人数と なっている。

平成30年度地方交付税措置（予定）（標準団体（170万人）当たり）

平成29年度 職員数69人  
（児童福祉司41人（うちスーパーバイザー7人）、児童心理司17人、保健師3人含む）



平成30年度（予定） 職員数70人  
（児童福祉司42人（うちスーパーバイザー7人）、児童心理司18人、保健師3人含む）

## 児童相談所における保健師配置の事例について

### 愛知県、三重県、宮崎県の取組

#### ①保健師配置の状況

自治体名 (児童相談所の数)	配置状況	業務内容
愛知県 (10カ所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の保健師を3箇所の児童障害者相談センターに配置。他の専門職と同様に、保健師についても積極的に採用し、他の児童相談所にも段階的に配置する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児相談、保健指導等障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援等</li> </ul>
三重県 (5カ所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>北勢児童相談所、中勢児童相談所に専任の保健師を各2名配置。他3つの児童相談所は保健所と兼務で配置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待と密接に関連する母子保健や精神保健福祉分野に関わるスーパーバイズや、市町（保健分野）や医療機関との円滑な連携業務</li> </ul>
宮崎県 (3カ所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3箇所の児童相談所に専任の保健師を1名ずつ配置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的支援を必要とするケースに対する相談対応や支援、医療機関との連携、性教育が必要な児童への対応等</li> </ul>

#### ②保健師を配置したことによるメリット

- 個別ケースの検討の際に、今までは関係機関に確認をしていた子どものも身体的な発達についてなどの保健分野的視点のアプローチが児童相談所内で行えるようになり、支援の検討が迅速にできるようになった。また、医療の専門的知識のある保健師がいることで、医療機関との連携がスムーズになった。さらに、施設入所児童及び一時保護児童等の保健教育を充実させることができた。（愛知県）
- 市町（保健分野）や医療機関との円滑な連携に加え、乳幼児等の特定のケースワークを保健師が担い、重篤な事案になる危険性が高い乳児や養育に不安を抱える母親等への養育指導や、要保護児童に対する性教育や一時保護児童の医学的管理等に効果を上げている。（三重県）
- 市町村の母子保健担当や保健所、産婦人科や精神科等の医療機関との連携がとりやすくなるとともに、援助方針会議等に保健師が参加することでより多角的な検討ができるようになった。また、性的な面で課題を抱える児童に対して、専門的な指導や教育ができるようになった。（宮崎県）

## 横浜市の取組

### ①配置状況

- 各児童相談所の相談窓口及び初期調査部門や継続支援、一時保護所、企画人材育成部門等、各係に1名ずつ保健師を配置（合計16名）。
- 各係の保健師等医療職で開催する医療職会議（月1回）において、意見集約及び情報交換を実施。

### ②業務内容

#### 【相談・支援に関する業務】

- 虐待の初期調査時の医療・保健的側面からの虐待リスクの判断
- 医療機関、学校、保育園等への健康・医療情報調査
- 養育支援、特定妊婦支援、健康教育・発達検査補助 等

#### 【一時保護所に関する業務】

- 入所時の医療情報のアセスメント、入所児童の食物アレルギー対応
- 一時保護入所健診、一時保護中の医療機関受診対応
- 性加害・被害対応、健康教育 等

#### 【その他】

- 医療機関を中心とした地域関係機関との連携強化（被害事実確認面接の実施に係る医療機関等との調整）
- 児童相談所での医療・保健分野の知識を用いた研修の企画・実施

### ③保健師配置のメリット

#### 【相談・支援に関する業務】

- 乳幼児の養育相談や健康教育、予期せぬ妊娠や感染症への緊急対応、予防教育等を実施できる。
- 相談業務に関わることで、医療・保健に関する見立てができ、早期に必要な支援計画が立案できる。
- 子どもとの年齢に応じた発達に関する説明などの養育支援や、在宅生活支援などについて保健所だけでなく、児童相談所においても対応することができる。
- 性的虐待被害児支援に関して専門性の発揮が期待できる。

#### 【一時保護所に関する業務】

- 一時保護所における医療処置、アレルギーや感染症への対応、医療機関受診の判断ができる。
- 子どもや職員への健康教育ができる。
- 医療的な専門用語等について理解があり、医療機関との連携促進が期待できる。

### ＜福岡市の事例＞

～ 虐待通告を受けたあとの安全確認等 ～（平成24年度事業開始）

#### ○事業内容

- ①児童の安全確認：夜間(18:00～翌8:30)、土・日・祝日の児童通告のうち、緊急性があるケースについて、児童相談所の要請を受けたNPO法人の訪問員が2名で家庭訪問を行い、児童の安全確認を行う。
- ②児童の移送：夜間、土・日・祝日に保護者からの一時保護要請があった場合、児童を家庭等からこども総合相談センター（児童相談所）や施設に移送する。

#### ○業務委託の背景と委託先の選定方法

急増する泣き声通告への対応、児童相談所の訪問による保護者の衝撃を緩和させるため、市政日より、市HPなどを通じた公募により選定したNPO法人に委託することとした。

#### ○実施に向けた検討

- ・こども総合相談センター（児童相談所）が受けた通告をNPO法人へ伝えるための方法を迅速かつ確実に行うため、必ず電話にて連絡することとした。
- ・民間団体が夜間・休日に家庭訪問することへの市民の理解を得るため、マスクミ等を利用した周知を行うとともに、家庭訪問時の対応を適切に行うため、NPO法人向けの研修及びNPO法人との連絡会を開催した。
- ・派遣すべきケースの判断を円滑に行うため、派遣基準を作成した。

#### ○メリット

- ・家庭訪問などの安全確認に要する業務時間の軽減、休日の電話呼出や電話対応などの精神的負担の軽減といった点で、児童相談所の業務負担軽減につながっている。
- ・児童相談所職員が訪問する場合に比べて、保護者の受け取り方が良く、その後の支援が円滑に進みやすくなった。

## <富山県の事例>

～ 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施 ～（平成17年度事業開始）

### ○事業内容

- ・保護者等との面接又は心理療法：管内の拠点において、各月1回程度、該当保護者等を集めた1時間程度の面接等を実施する。
- ・児童との面接又は心理療法：児童単独又は保護者等と共に、月1回1時間程度の個別あるいは集団での面接、心理療法を実施する。
- ・保育所等訪問・電話連絡などによる児童や家族の把握：月に1回程度の保育所等訪問や子どもの所属する学校への電話調査を行い、家族状況の把握や対応のアドバイスを実施する。

### ○業務委託の背景と委託先の選定方法

地域の資源を活用した児童や家庭への相談支援体制の充実を図る観点から、既に地域で児童の居場所作りや相談支援を行っている「子どもの権利支援センター」を運営しているNPO法人に対し、児童虐待のリスクがある家庭における健全な親子関係の構築、家庭生活の維持・促進を目的として、本来児童相談所が行っていた家族再統合や保護者への支援に係る業務の一部を委託することとした。

### ○実施に向けた検討

- ・対象ケースの的確な選定のため、児童相談所内で定期的に実施している児童虐待ケースに係る進行管理協議において、対象ケースの選定を実施することとした。
- ・訪問・電話調査を受けることになる保育所や学校等の児童が所属する機関等へ事業内容を周知するため、関係機関向けの協力依頼文書を作成し、事業開始前に関係機関と協議を実施した。

### ○メリット

- ・公的機関の介入等を拒む（相談ニーズが低い）保護者に対する支援が可能となり、虐待の再発防止や予防を行うことができる。また、リスクは低いながら、最終に向けての見守りが必要な継続指導ケースに係る状況把握を委託することで、効果的かつ効率的に児童相談所も業務を行うことができる。
- ・委託団体と支援の状況について、定期的な意見交換会を実施（年3回）し、児童等の状況を的確に把握できる。また、児童虐待などの知見を有する医師がいる団体に委託することで、保護者面接等を総合的に踏まえたリスクアセスメントを行うことができる。
- ・地域における相談・支援の活動実績がある団体に業務委託することで、保護者や児童に受け入れられやすく、その後の支援に円滑につながることができる。

※第 23 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（平成 30 年 1 月 31 日）資料

## 一時保護ガイドライン（案）

### I ガイドラインの目的

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。しかしながら、子どもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があることに加え、子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。

このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要である。

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日）においては、平成 28 年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

このような一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。本ガイドラインは、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示すものである。また、本ガイドラインに記載されていることにとどまらず、一時保護において子どもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られるという観点から、不断の見直しを進め、今後も一時保護の改善のため必要な内容を本ガイドラインに盛り込んでいくこととする。

## II 一時保護の目的と性格

### 1 一時保護の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを都道府県等が設置する一時保護施設（以下「一時保護所」という。）に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。

なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本ガイドラインに定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成 9 年 6 月 20 日付け児発第 434 号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企発第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）による。また、各都道府県等において、本ガイドライン等を踏まえ、一時保護の詳細について、具体的な要領を定めることが適当である。

### 2 一時保護の在り方

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。

また、子どもにとってもこの期間は自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する意義がある期間であり、そのための環境を整えるとともに、子どもの生活等に関する今後の方針に子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うことが必要となる。

一時保護においては、こうした目的を達成するとともに、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

一時保護の多くは、子どもを一時的にその養育環境から離す行為であり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初め

て会う場となることも少なくない。

加えて、一時保護が必要な子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際しては、こうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

支援に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

なお、一時保護における子どもに対する支援の詳細については、「V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント」を参照する。

#### (1) 一時保護の強行性

一時保護や里親等への委託又は児童福祉施設等への措置に移行する場合などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。こうした支援に対して、子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくないが、その際には、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならない。

一方で子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。なお、子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、子どもや保護者の同意がなくとも、子どもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

また、現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において安全確保のため必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。ただし、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう努める。

一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条（児童相談所長又は都道府県知事等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、同法第 82 条第 1 項により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければ

ばならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。また、同法第 82 条第 2 項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立ての方法等について教示しなければならない。

## (2) 一時保護の機能

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。

一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられる。こうした機能については、治療やレスパイトケアができる施設を活用することも含めて検討することが必要である。

### ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（法第 28 条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第 25 条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 6 条の 6 第 1 項に基づき送致のあった子どもを保護する場合  
子どもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限とし、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境

をいう。以下同じ。)においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明する。この検討の際、あわせてソーシャルワークの進行状況等も確認し、進行管理を行う。

#### イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護(以下「アセスメント保護」という。)は、適切かつ具体的な援助指針(援助方針)を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

アセスメント保護では、子どもの状況等を踏まえ、子どもの状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要である。

アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられる。

なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行うことが想定される。

また、アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましい。

児童相談所において、子どもの援助指針(援助方針)を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員(委託している場合には委託先の職員)による行動診断、その他の診断(理学療法士によるもの等)を基に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行う。

一時保護所においては、援助指針(援助方針)を定めるため、子どもと定期的に面談すること等を含め、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行うほか、こうした総合的なアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行う。

また、一時保護している子どもは、パニックを起こすことや、自傷・他害などの行為を行う場合があるが、こうした行動は、生育歴や被虐待体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられる。一時

保護においては、治療的ケアを行う中で、こうした行動にある背景などについて、アセスメントを行い、援助指針（援助方針）へ反映し、その後の支援につなげていくことが重要な役割となる。

### 3 子どもの権利擁護

#### (1) 権利擁護

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法（職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等）に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。その際、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにしておくことも考えられる。

また、一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。具体的には、まずは職員との適切な関わりの中で意見が表明されなければならないが、子どもにとっては言いにくいこともあるため、誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる箱を用意するといった意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置、あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡すなど、子どもの意見をくみ上げる方法を採用することが考えられる。このほか、その他の相談窓口等があれば、相談先を子どもたちに提示するなどして、子どもが相談しやすい体制を整えることも考えられる。

また、退所していく子どもたちにアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることも必要である。

さらに、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましい。こうした仕組みの検討に当たっては、児童相談所の弁護士等も含めて検討することが考えられる。

#### (2) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どものために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動の自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

子ども（一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもを含む。）に対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体の自由を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室に置くことはできない。

行動自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和 25 年 7 月 31 日付け児発第 505 号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童福祉法と少年法の関係について」（昭和 24 年 6 月 15 日付け発児第 72 号厚生事務次官通知）による。

外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。

なお、行動自由の制限と保護者との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

### (3) 被措置児童等虐待の防止について

平成 20 年 12 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号）において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第 33 条の 10 で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第 33 条の 11 で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

一時保護中に暴力を受けるなどの被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できることに加え、児童相談所、児童福祉審議会等に対して通告・届出ができるなどについて、あらかじめ子どもに説明する。

一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場は温かい雰囲気子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努める必要がある。

万一職員による身体的苦痛や人格を辱める、暴言等の精神的苦痛を与える行為、子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、支援体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

なお、被措置児童等虐待については、本ガイドラインに定めるほか、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

#### (4) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士で権利侵害がある場合には、あらかじめすぐに職員に相談することを伝えるとともに、すぐに対応できる体制を確保する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意しなければならない。

#### (5) 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。こうした子どもに対する権利が守られた一時保護先を確保し、あらかじめ入所方法、支援方法等について協議をしておく必要がある。

##### ア 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども

子どもの保護ができる場を用意しておくこと、また、一時保護された子どもの食事制限や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けられるようにしておく必要がある。

##### イ 文化、慣習、宗教等が異なる子ども

文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどは尊重して対応しなければならない。

##### ウ LGBT 等、性的指向又は性自認に配慮が必要な子ども

子どもが自ら知らせず、一時保護されてから気付く場合もあり、十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護所や専用施設ではあらかじめどのように対応するかを検討し

ておく必要がある。

#### 4 一時保護の環境及び体制整備等

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

この際、一人一人の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるものであることが望ましい。そのため、一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。閉鎖的な一時保護所についても、個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すべきである。一方で、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で支援することが一時保護所の問題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- 必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること
- 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な支援を確保すること
- 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応を行うこと

に努めることが重要である。

児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行の子どもを共同で生活させないことを理由に、非行の子どもの身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、こうした体制整備により、混合での支援等を回避し、全ての子どもに適切な支援を行うことが必要である。

また、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう里親家庭や一時保護専用施設など一時保護の場の地域分散化などを進めることが望ましい。また、

保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮すべきである。ただし、学校等への通学等が子どもの利益に反し、子どもが望まない場合は子どもの利益を優先して判断する。

なお、施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

また、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成 28 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照））を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努める。

さらに、一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護については、当該子どもの心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該子どものプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあっては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備する。

なお、警察の下にある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より、平成 13 年 3 月 8 日付け警察庁丁少発第 33 号通知により、各都道府県警察本部等宛てに通知されているので留意する。

## 5 一時保護の手続

### (1) 一時保護の開始の手続

一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。

緊急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。

一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡を取って相

談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡を取り、健康診断等の必要な事項が円滑に行われるように配慮する。

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましいが、緊急保護の場合等子どもの安全確保等のため必要と認められる場合にはこの限りではない。

一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。

緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師の診察を受けさせる。

身体的外傷がある子どもについては、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、記録する。

一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一時保護児童票を作成する。

- ・ 子どもの住所、氏名、年齢
- ・ 事例担当者、事例の概要
- ・ 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
- ・ 子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項（子どもの疾病やアレルギー等を含む。）
- ・ 子どもの所持物

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。（別添1）

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではな

いことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意する。

## (2) 一時保護の継続の手続

### ア 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされており（法第33条第3項及び第4項）、子どもの最善の利益を確保する観点からその要否を検討する必要がある。継続が必要な場合としては、例えば、

- ・ 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子ども共に納得した支援や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合
- ・ 子どもを里親に委託する方向で、子どもと里親の交流や関係調整を進めているが、これらの調整に更に時間が必要な場合
- ・ 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、平成29年6月21日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号。以下「平成29年児童福祉法等改正法」という。）により、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされた（法第33条第5項）。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。（平成30年4月2日施行）

ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第27条第4項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意

を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第4章第6節1.（3）参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

#### イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等の意向を書面で確認できない場合等もあることから、口頭による親権者等の意向や親権者等への説明の状況等について記録する。

親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

#### ウ 家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

親権者等の意に反し、かつ、法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始又は継続から2か月ごとに（一時保護開始から2か月、4か月、6か月等経過する前。ただし、申立てに対する審判が一時保護開始又は継続から2か月を超えて確定した場合は、審判が確定した日から2か月ごと。）、その2か月が経過する前に、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から2か月以内に承認を得ることができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、承認が必要であることが判明した後速やかに承認を得ることとする。

なお、家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てに当たっては、必要に応じて、児童相談所に配置等されている弁護士が主体となって、適切に対応していくこととする。

#### (ア) 承認の位置付け

この承認（引き続き一時保護を行った後2か月を超えて一時保護を行おうとする際の承認を含む。）は家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第238条までに基づき手続を行う。

(イ) 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

家事事件手続法第234条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

申立て後の迅速かつ適正な審理を期するため、申立てに先立って、申立予定日について家庭裁判所に連絡する。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁処理することも可能であるので（家事事件手続法第9条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認に関する審判を申し立てることについて、一時保護先が探知され、子どもの連れ戻し等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁処理を求めることも検討する。

(ウ) 申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

a 申立書

家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則第37条第1項に基づき、申立ての趣旨及び理由を記入する。

詳細については、別添2を参考とする。

b 証拠書類

家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）第37条第2項に基づき、申立書とともに証拠書類として、申立て事案の概要、一時保護に至った経緯、一時保護後の調査・支援の経過、子ども・保護者の状況・意向、一時保護継続の必要性等を明らかにする報告書を提出する。詳細については、別添3を参考とする。

このほか、客観的に一時保護に至った理由、引き続いての一時保護が必要な理由等を明らかにするため、事案に応じて、次のものを添付することが望ましい。

(a) 虐待等の状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書）等の資料

(b) 虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書（必要

- に応じてカルテ、レントゲン写真等)、意見書等
- (c) 保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等
- c 添付書類
- 添付書類として②のほか、以下の書類を添付する。
- (a) 子どもの戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (b) 親権者(子どもと別戸籍の場合)、後見人、現に監護する者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (c) 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し
- (d) 委任状(手続代理人がいる場合)
- d 申立書等の提出に当たっての留意事項
- (a) 申立書等の記載

申立書及び報告書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で裁判所提出資料を準備する必要がある。

(b) 記録の閲覧謄写

家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる(家事事件手続法第47条)。保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ提出資料を整理する必要がある。具体的には、報告書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること(この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。)等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、非開示の扱いを求めることが考えられる。具体的には、申立書及び報告書とは別に資料を作成し、資料ごとに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するかを記載した「非開示の希望に関する申出書」を添付して提出する方法が考えられる。ただし、非開示を希望した場合であっても、

家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを定めることになるため、なお閲覧謄写の可能性がある点に注意を要する。

(エ) 引き続いての一時保護の承認の申立ての際の留意事項

2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする際に行う本申立てについては、2か月以内に家庭裁判所において審理が行われることが想定されていることから、迅速な審理を行うため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要（保護者に対して陳述の聴取が行われること等）について説明を行うことが望ましい。また、迅速な審理を行うため、申立ての時点で、家庭裁判所が判断するために必要な資料を提出することが求められる。その上でもなお、家庭裁判所から追加資料の求めがあった際には、できる限り速やかに対応する必要がある。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、一時保護開始から2か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、児童相談所長又は都道府県知事等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるとき（2か月经過前に申立てをしたが、審判がなされていない場合、児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2週間）が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、当該一時保護の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該一時保護を継続することができる（法第33条第6項）。

なお、承認の審判が出された場合、次の2か月はこの承認の審判の確定日から起算する（法第33条第7項）。

(オ) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い

家庭裁判所において申立てを却下する審判（引き続いての一時保護を認めない判断）が出されたケースであっても、やむを得ない事情があるとき（この却下の審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2週間）が満了していない場合で、却下

の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき)は、引き続き当該一時保護を継続することができる(法第33条第6項ただし書)。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ一時保護の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、継続の要否については慎重に検討する必要がある。

### (3) 一時保護の解除

子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する。

一時保護から家庭復帰する子どもに対しては、一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。この場合、一時保護中から、子どもの意向、子どもが家庭復帰するために必要な連携を保護者が十分理解出来るように説明するなどの働きかけ、保護者の家庭における養育環境や状況の改善を図りつつ、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当である。

一時保護から里親委託や施設入所等へと移行する子どもに対しては、子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧な支援が必要となる。また、里親や施設等に対し、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な情報を積極的に共有する必要がある。

家出した子ども等を一時保護した場合、家出した背景要因を子ども本人から適切に聞き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者による虐待がないこと等が確認され、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡す。

なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりである。

移送に当たって旅客鉄道株式会社(JR)、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の旅客営業規則等を参照する。

### (4) 一時保護中の児童相談所長の権限

#### ア 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第33条の2第1項）。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法（明治29年法律第89号）第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、「児童相談所運営指針」第4章第9節の3.（4）を参照する。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ・ 子どもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・ 子どもに医療行為（精神科医療を含む。）が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・ 子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

#### イ 親権者等のある子どもの場合

##### （ア）児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置を採ることができることとされ、この場合も、子どもの親権者等は、児童相談所長の採る措置を不当に妨げてはならないこととされている（法第33条の2第3項）。

この規定については、里親に委託されている子どもや児童福祉施設に入所中の子どもについては、里親や施設長が保護中の子どもの監護、教育及び懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置を採ることができることとされており（法第47条第2項）、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置を採ることが可能であると考えられたが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平

成 23 年 6 月 3 日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 61 号）による法の改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らが採る監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置を採ることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成 24 年 3 月 9 日付け雇児総発 0309 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

(イ) 子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても採ることができることとされている（法第 33 条の 2 第 4 項）。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意する。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らが採る監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置を採ることができる。

また、親権者等の意に反した措置を採る場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日付け雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

(5) 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

一時保護中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応に

については、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から個別的な方針の下に行う必要がある。

保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権者等の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和36年6月30日付け児発第158号厚生事務次官通達））。

また、一時保護が行われている場合において、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第12条の規定により児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされている。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な支援が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

さらに、平成29年児童福祉法等改正法において、児童虐待防止法第12条の4の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できるものとされた。（平成30年4月2日施行）

このため、子どもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討する。

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・

通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、児童虐待防止法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

(6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

ア 子どもの所持物

一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられるが、子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮する。

児童相談所長が警察署長に子どもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。

盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続が規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。特に、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮する。また、子どもが所持する必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。

所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡する。

日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

#### イ 所持物の保管

子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。

法第33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第2項）。

所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物（身の回り品等）については一時保護部門で保管することが適当である。

腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる（法第33条の2の2第2項）。

#### ウ 所持物の返還

##### （ア）子ども等に対する返還

保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還する。

子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

返還の際には受領書を徴する。

##### （イ）返還請求権者に対する返還

保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければならない（法第33条の2の2第3項）。

なお、アで記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあることから、警察と協議の上、返還を決定する。

また、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行う。

正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

##### （ウ）返還請求権者不明等の場合の手続

請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な

事項を記して公告しなければならない（法第 33 条の 2 の 2 第 4 項）。

公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する（法第 33 条の 2 の 2 第 5 項）。

#### エ 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

- ・ 子どもの所有物は、子どもの身柄と共に移管する。
- ・ 公告した物は移管しない。
- ・ 子どもの所有に属しない物でいまだ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

#### オ 子どもの遺留物の処分

##### （ア）子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人（以下「遺留物受領人」という。）に交付しなければならない（法第 33 条の 3）。

##### （イ）処分の方法

遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、全てこれを遺留物受領人に交付する。

遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

#### カ 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本ガイドラインのほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱要領を都道府県等で定めることが適当である。

#### （7）その他留意事項

一時保護した子どもに対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、法の趣旨を踏まえ、子どもに与える影響に鑑み子どもの心身の負担が過重なものとならないよう、子どもや保護者の意向を確認し、当該子どもの心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力する。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴

取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行う。

### Ⅲ 一時保護所の運営

#### 1 運営の基本的考え方

一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。

家庭的環境等の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合処遇」の弊害の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。

なお、一時保護所の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用する。

一時保護所は児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条）。

なお、職員配置については、同基準と同等以上とすることが望ましい。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。

一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時や入所中の調査、診断、支援等については、他の各部門との十分な連携の下に行う。

他の各部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活を共にすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

## 2 入所時の手続

一時保護の開始に当たっては、子どもの権利擁護の観点から、子ども向けのしおり等に子どもの権利について明記することや、子どもの権利ノートを配布することにより、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明する。

担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。

子どもの所持物の取扱いについては、Ⅱの5（6）を参照する。

子どもの健康診断等の取扱いについては、Ⅱの5（1）を参照する。

## 3 子どもの観察

担当者は、援助指針（援助方針）を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

## 4 保護の内容

### （1）一時保護所における生活

一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、子ども一人一人に合った支援を行う。

一日の過ごし方の例として、学齢児に対しては学習支援、未就学児に対しては保育を行う。スポーツ等レクリエーションのプログラムを組んだり、自由遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供する。また、夜尿等特別な支援や治療的ケアを必要とする子どもへの対応等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムを作り対応する。

## (2) 生活面のケア

生活面のケアは、個々の子どもの状態に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行うが、子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身につくように支援することが重要である。

幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的な生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

無断外出等の問題を有する子どもに対しては、その背景要因を丁寧に探り、その子どもが抱える問題解決を最優先にした上で、子どもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行う。

## (3) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。なお、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。

## (4) 食事（間食を含む。）

一時保護所は他の施設と異なり、子どもの入退所が多いので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好にも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、温かい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行う。

食物アレルギー等については、アセスメントができていない子どもが突然入所することもあるため、特に配慮を要する。

栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

## (5) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

## (6) 教育・学習支援

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身についてい

ない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図る。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努める。

#### (7) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と史料される子どもについては、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、支援の内容を決定することが必要である。

### 5 安全対策

火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

### 6 無断外出への対応

一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。

一時保護中の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り搜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得

てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、元の児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

## 7 観察会議等

職員は業務引継ぎを適切に行い、その担当する子どもの状況について十分把握する。

原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの行動観察結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。

なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

## 8 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもとの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活面のケア等についても十分な連携を行う。

# IV 委託一時保護

## 1 委託一時保護の考え方

乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。

学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、施設を選択することが必要である。

このほか、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく

困難な場合

- ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でない判断される幼児の場合
- ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ・ 非行、心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ・ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
- ・ 現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもであって、里親等や他の種類の児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ・ その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第 28 条第 1 項又は第 33 条の 7 の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、里親等、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託する。

## 2 委託一時保護の手続等

### (1) 委託一時保護の手続

委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。

委託期間については、一時保護の原則として、医療機関に委託する場合等特に子どもの福祉を図る上で必要と思われる場合等を除き必要最小限度の期間とし、速やかに他の支援等を行う。

委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、委託一時保護決裁簿を備え付け、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理

由等を記載しておく。委託先に対しては、上記通知のほか、一時保護が必要な理由、委託が必要な理由、子どもへの説明内容と子どもの意向、子どもの性格や特性、親子関係、同年齢の子どもとの関係など、十分な情報提供を行う。

## (2) 保護者等との面会交流

委託一時保護における面会場所や面会手段については、子どもや保護者の状況を踏まえ工夫する必要がある。特に里親については、里親支援事業の面会交流支援等の活用も含めて検討する。

なお、頻繁な面会や家族再統合に向けた親子関係再構築支援が必要な場合は、その対応が可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がない場合は、児童養護施設等への委託一時保護を選択する。

## V 一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント

### 1 一時保護時のケア・アセスメントの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。子どもにとって安心できる距離で関わる必要があるとともに、子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

職員が常に見える場所にいていつでも子どもが話しかけられる状態とする、職員が適切に目配りをするなど、「子ども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられる場とすることが必要である。

特に、一時保護は子どもにとって、環境の急激な変化により、非常に不安な状態であることが考えられ、子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。子どもの行動はそれが問題のあるものであっても、それを子どもからのSOSと受け止め、子どもへの理解を深めるきっかけにしなければならない。

このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行い、今後の支援の方針を決めていくため、子ども自身が家庭状況に対する子どもの認識や希望を聞き取り、それらを十分に考慮しながら分離・喪失体験への反応の理解、心的外傷の反応の理解、アタッチメント問題の理解、学習した不適切な認知や行動パターンの理解、それまでに子どもを支えてきた資源の理解等を踏まえて、子どもの抱えた課題

と強みを総合的にアセスメントしていく能力が求められる。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくないが、そうした心理や反応を意識しておかないと、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを意識しなければならない。

また、一時保護から保護者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が、家庭生活上で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。

## 2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

### (1) 背景情報の収集

子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を十分把握する必要がある。特に、一時保護所や一時保護専用施設では集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせない。家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関する情報もできるだけ収集する必要がある。

中には保護者から十分な情報が得られないこともあるため、子どもに直接確認できることがあれば聞いて情報を確認する。

### (2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等の下で生活していた子どもが家庭や地域社会から離れ、一時保護される場合、児童相談所は、一時保護所などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められている。

保護者による虐待、非行、保護者の疾病・死亡・行方不明など一時保護に至る背景には様々な理由があるが、子どもにとっては家庭や学校など慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、子どもに及ぼす影響は大きく、多くの場合ショックを受けたり、怒りや悲しみを感じている状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされた子どもの心理としては、次のような不安などがあると考えられる。

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- ・ これから先、誰も世話をしてくれないのではないかという不安（見捨てられ不安）
- ・ 自分はこの先どうなるのだろうかという不安（見通しが持てない不安）
- ・ 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）

- ・ 自分が変わる事・変わらないのではないのかという不安や抵抗（自己変容への不安）

そのため、一時保護における、子どもに対する関わりで大切なことは、「子どもの不安を軽減し、解消すること、子どもが安心して暮らすことができるように子どもの気持ちに寄り添い、支援すること」である。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

### (3) 一時保護の理由や目的の説明

一時保護の理由や目的などを説明する際に、一時保護は子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活を作っていくことが目的であることを分かりやすく説明する。

その子どもの発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であるが、子どもによっては落ち着いて話を聞けない子どももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、子どもが行動上の問題をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

さらに、子どもから聞いた話は、原則として他の職員や担当児童福祉司が共有することなどを説明する。

### (4) 先の見通しに関する説明

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。子どもに一時保護の目的を理解してもらおうと同時に、一時保護所や委託先の施設等の中を案内しながら、そこでの生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活がおおむねどの程度の期間となるかも、子どもが理解できるようにできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。一時保護の継続の手続を行っている場合にも子どもが理解できるように伝えることが望ましい。

## 3 一時保護中のケア

### (1) 個別ケア

一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアである。日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なることから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限す

る場合などには、子どもに十分説明をして行うべきである。

一時保護所や委託一時保護先の施設や里親において定めた一定のルールやスケジュールの中で共に生活し、子どもの一日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにつながる。例えば、食事の時間が家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせることが困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣はなく、戸惑いを感じるなどが考えられる。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事を取ることで、徐々に一緒に食事を取る楽しさを伝えていくなどの対応が必要となる。

#### (2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

子どもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定になることも考えられる。そのような場合には、子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを手元に置くなどの配慮が考えられる。一方、アタッチメントに問題のある子どもはその場その場での刹那的適応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあるが、こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本になる。

#### (3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

子どもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っている子どもは少なくない。このように子どもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も状況に応じて家族に関する情報を提供する。担当児童福祉司は家族に対する支援や対応に関して、子どもの年齢に応じた説明を行い、その説明を一時保護所や委託一時保護先施設の職員や里親も共有する。

家族との面会等に関しては、子どもの安全と安心を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。また、子どもの意見を十分に聴取し、面会等を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている子どもには安心感をもたらすケアが必要である。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に答えるようにする。

児童相談所として面会等を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行う。

#### (4) エンパワメントにつながるケア

一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現する

ことが少ない子どもも多い。一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要がある。表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要である。

#### (5) 子どもの被害の可能性に配慮したケア

一時保護を受けている子どもの中には暴力や暴言を受けている子どもが少なくない。性的な被害を受けている子どももいる。また、発達障害の傾向があってコミュニケーションの問題がある子どもも存在する。しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないことから、全ての子どもが被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに問題がある子どもがいる可能性があることを考えて、通常以上に配慮したケアを行わなければならない。

子どもが混乱して暴れてしまい、それを抑制する必要がある時など、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応する。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましい。

#### (6) ケアを通じたアセスメント

子どもと職員の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、子どもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

特に、一時保護の職員においては、関わりながら行動観察による子どもの全体像の把握を行っていくことが重要であり、こうした状態像に至った背景として家族の状況や生育歴、身体的成長の状況などの情報も必要となる。

アセスメントに際しては、職員が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、子どもをケアしていく中でその子どもを共感的に理解しようとするすることで、子どもの発達段階や抱える問題などを知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。

特に、虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受けてきた子どもは、その体験が基となり、心的外傷関連の障害やアタッチメント関連の障害として、子どもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターンなど、いわゆる「問題行動」として表出されることがある。子どもが「問題行動」を表出した際には、心的外傷に係る体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味することが、子どものアセスメントに有効となる。

虐待の影響で次のような症状が出ている場合には、子どもに安全感・安心感を与え、職員との関係性を構築するなどの、生活の中での治療が

第一選択である。

- ・ 一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと
- ・ ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまうこと
- ・ 自分を傷つけたくなってしまうこと
- ・ 怖い夢を見てしまうこと
- ・ 聞こえるはずのない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じてしまうこと
- ・ 自分がしたと指摘されても覚えていないこと
- ・ 突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

児童心理司、医師などによる、安心できる部屋での面接や、プレイセラピーも子どもの安心感を育てる。アセスメントの結果、適切な心理教育や権利教育が求められる場合もある。

また、行動観察では、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することが必要となる。

不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難な子どもも少なくない。職員は、「子どもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、子どもと共にその「意味」を読み解くことが必要である。例えば、ある子どもは、食事の時間が近づくと不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することによって、この子どもが家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題が生じる子どもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、子どもの一時保護の理由は父母間のDVの目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。

このように、一時保護では、子どもに対する丁寧で温かい生活支援を提供しながら、子どもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めた子どもの理解を行うことになる。

#### (7) 子どもからの生育歴の聴取

子どもの生育歴は、周囲の大人や保護者から聞き取るだけでなく、子ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかった、重要な情報を得られることがある。

こうした子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司

や児童心理司などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行う必要がある。

子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれている」と認識していることが重要である。職員は、こうしたことを念頭に、日々に生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。子どもとのやりとりでは、特に被害事実に関する場合、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聞き取りを心がける。

こうした手法については、司法面接のトレーニングやそれに類した面接技法の研修を受けることも考えられる。

#### 4 特別な配慮が必要な子どものケア

##### (1) 性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは様々な症状や心的外傷の反応、他者との適切な距離に関する問題を抱えていることがある。そのため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにすべきである。また、性被害を受けた子どもの症状等への対応、心理教育や性教育を含む安全教育は子どもの状態により適切に行わなければならない。

ただし、被害事実確認面接や司法面接を予定している場合には、被害事実の聞き取りを最低限とするなど配慮する。

##### (2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害女児の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。また、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」

(平成 27 年 10 月 28 日付け雇児総発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知) に基づき、警察、検察を含めた三機関での連携を検討する。

児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起き

ることを、子どもに対して十分に説明することも有益である。また、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

### (3) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合などもあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じて、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

## 5 特別な状況へのケア

### (1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、逸脱行動には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要である。

何が逸脱行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化とともに考えていく必要があり、それが子どものアセスメントにもつながる。

### (2) 性的問題への対応

一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがある。

様々な背景要因を抱える子どもたちと関わる職員が、子どもの性的問題を理解した上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

#### ア 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応

##### (ア) 性的問題行動・性加害の背景要因

児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースもある。虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起りやすいことを職員が理解して関わる必要がある。

##### (イ) 予防

一時保護所では、入所当初に具体的な身体的部位の名称や役割も教えながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートパーツ」とし、プライベートパーツのルールや人との距離感、身体接触のルール

等を教えることも有効である。

(ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

万一一時保護所の子どもの中で性的問題行動が起きた場合は、まず、子どもたちを分離する。子どもたちにやってはいけないこと（プライベートパーツのルール違反）であることをもう一度教え、他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。

イ 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応

一時保護を要する場合、以下のような対応を行う。

(ア) 児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等話し合う。

(イ) 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価する。

(ウ) 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決める。

売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どももいることから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護所職員、児童福祉司、児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

ウ 性的虐待・性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応

中には不眠、フラッシュバックなどの PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状を持っている子どももいることから、そのような訴えや症状が見られれば、一時保護所職員や児童心理司、医師などに早めに報告する。

警察による事情聴取や検察官の面接がある子どももおり、面接等が行われた後不安定になることもある。児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要がある。

(3) 自傷

一時保護される子どもには、自傷行為がみられることがある。自傷行為については、悩みやストレスのほか、虐待、精神疾患や発達障害など、様々な背景が考えられるため、医師など医療職も含めて丁寧にアセスメ

ントを行い、それぞれに応じた対応を取ることが必要である。虐待を受けた子どもは、自己肯定感の低下が背景にあることや、解離症状の一部であるなど、自傷行為への気づきが、子どもの背景を理解し、ケアを充実させることにつながる。

#### (4) 無断外出

##### ア 無断外出の発生予防

無断外出については、発生予防が重要であるが、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

##### イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

##### ウ 無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

職員は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切である。

そして職員は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。

こうした対応をとる際には、無断外出などの行動化をしている子どもに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることが大切である。

このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通して、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につながるような支援を展開することが重要である。

## 6 一時保護解除時のケア

一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもある。子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。関わった職員が、子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要である。

### (1) 家庭復帰の場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護所や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先里親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメントを行う一方で、市区町村とも連携して家族のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰った時に備えて、要保護児童対策地域協議会を活用し地域にセーフティーネットを構築しておく。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発生リスクの把握、保護者に対する支援の効果、特に子どもに安全な家庭環境を提供できるように改善したのかどうか、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果など多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、子どもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると児童相談所等からの支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝える必要がある。

また、復帰の際には、子どもが年齢に応じて SOS が出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢の子どもには保育所や幼稚園の職員への SOS の出し方や、小学生以降の子どもでは児童相談所全国共通ダイヤル（189）の使い方を練習させておくなどの対応もしておくことが考えられる。

## (2) 里親や施設等に措置する場合

子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要がある。

その際、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流

を深めながら子どもの受入れ態勢を整えることも考えられる。このため、可能な場合は委託、入所予定先の職員が訪問することや、子どもが訪問することなども考えられる。

また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもと共に見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えてほしいか、子どもと話すことも大切である。例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案することが考えられる。

さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしている。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしている。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

特に、里親等への委託までには、子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくなど、丁寧に子どもとの関係調整を進めていくことが必要になる。

なお、この時期から、里親や施設職員は、可能な限り、保護者と子どもの養育についての情報を共有するなど、常に連携・協働できる関係作りを進めていくことが必要である。

### (3) 情報などの引継ぎ

一時保護中に得られた子どもが生活し生きていくために必要な大切な情報（生育歴、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているものなどについては、丁寧に分かりやすく引き継ぐことが必要である。

## 平成 30 年度 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修 <前期> 実施要項

### 1 目的

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。
- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
  - ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

### 2 期間

前期・後期を通じて同じ日程で受講してください。  
A 日程 平成 30 年 5 月 29 日 (火) ～5 月 31 日 (木)  
B 日程 平成 30 年 6 月 12 日 (火) ～6 月 14 日 (木)

### 3 会場

子どもの虹情報研修センター <住所> 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地

### 4 内容

プログラム 別紙 1 の通り

### 5 対象者

児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第 13 条第 8 項)

### 6 定員

概ね 80 名  
※A と B の各日程につき各自治体から 3 名以内の申込みとさせていただきます。定員を超過した場合、抽選で各自治体の受講人数を調整させていただくことがあります。自治体内で優先順位がある場合は、参加申込の際に備考欄に順位を記載してください。

[参考] (公財)SBI 子ども希望財団は、下記の日程で各回概ね定員 80 名にて児童福祉司スーパーバイザー研修を実施の予定です。

- 【A 日程】実施場所:大阪市 or 神戸市 <前期>7/30 (月) ～8/ 1 (水) <後期>1/30 (水) ～2/ 1 (金)
- 【B 日程】実施場所:大阪市 or 神戸市 <前期>8/21 (火) ～8/23 (木) <後期>2/13 (水) ～2/15 (金)

### 7 費用等

委託契約を締結の上で受講していただきます。詳細は別紙 2 をご覧ください。

### 8 申込手続

- 1) ホームページの **援助機関向けページ**【パスワード **crcjapan**】から申込んでください。(別紙 3 参照)
- 2) 申込期間は、**平成 30 年 3 月 26 日 (月) ～4 月 19 日 (木)** です。
- 3) 申込締切り後数日、ご本人宛に参加決定通知書と契約書を郵送します。



### 9 個人情報の取扱い

登録された個人情報は、当センターが行う、申込者との連絡、研修参加者に配布する参加者名簿の作成、業務統計、情報発信に使用します。また、神田交通(株)にも提供され、申込者との連絡に使用するとともに、宿泊に必要な情報がホテルに提供されます。当センター及び神田交通(株)の個人情報の取扱いに関する方針は、それぞれのホームページでご確認ください。

### 10 その他

事前課題の提出  
参加型研修のため、事前課題の提出を求めています。詳細は別紙 4 をご参照ください。

### < 問合せ先 >

- 参加申込受付・キャンセルや研修内容に関する問合せ ( 平日 AM9:00～PM5:00 )  
子どもの虹情報研修センター [担当] 研修部 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地  
TEL 045-871-9317 FAX 045-871-8091  
<http://www.crc-japan.net>
- 宿泊・昼食・バス等の費用に関する問合せ ( 平日 AM10:00～PM5:00 )  
神田交通株式会社 [担当] 前島・原田 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 531 番 37 号  
TEL 0463-55-1313 FAX 0463-55-5500  
<http://www.youbus.co.jp>

## 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期> 〔法定研修〕

### 1 目的

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

- 2 対象 児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（児童福祉法第13条第8項）  
\*委託契約に基づく受講となります

- 3 期間 前期・後期を通じて同じ日程で受講してください。  
A日程 平成30年5月29日（火）～5月31日（木）  
B日程 平成30年6月12日（火）～6月14日（木）

### 4 内容

時間	科目	講師	内容
12:00	開 会		
12:30 13:00	【振り返り】 スーパーバイズの振り返り	参加者	到達目標に基づき、参加者自身のスーパーバイズの実践を振り返る。
13:00 14:30	【講義1】 子どもの権利擁護と 児童家庭福祉の現状・課題	A：川崎二三彦 (子どもの虹情報研 修センター) B：山縣文治 (関西大学人間健康 学部)	子どもの権利擁護と児童家庭福祉の動向と課題 について理解を深める。
14:45 16:15	【演習1】 子ども虐待対応1 ーイニシャルリスク アセスメント	山田不二子 (NPO 法人チャイ ルドファーストジ ャパン) 参加者	虐待通告を受けた際の対応と初期のリスクアセ スメントについて演習を通して学ぶ。
16:30 18:00	【演習2】 子どもの面接・家族の面接	中垣真通 (子どもの虹情報研 修センター) 参加者	子どもや家族との面接のあり方についてロール プレイ等の演習を通して学ぶ。
18:00 18:10	【振り返り】	参加者	本日の研修から得られたことについて振り返る。
18:15 19:45	【交流会】		

	時間	科 目	講 師	内 容
2 日目 午前	9:30	<b>【演習3】</b> 子ども家庭支援のための ケースマネジメント	A：山本恒雄 (愛育研究所) B：菅野道英 (そだちと臨床研究 会) 参加者	模擬事例をもとに、ケースの見立てや支援方針の 設定のあり方を学ぶとともに、部下にスーパーバ イズする際のポイントについても理解を深める。
	12:30			
2 日目 午後	13:30	<b>【演習4】</b> 関係機関との連携と 在宅支援	増沢高 小出太美夫 (子どもの虹情報研 修センター) 参加者	模擬事例をもとに、関係機関と連携しながら継続 して在宅支援を行う上でのポイントを学ぶ。
	15:30			
	15:45	<b>【演習5】</b> 子ども虐待対応2 —死亡事例の検証	(調整中) 参加者	虐待により死亡に至った事例を通して、虐待に至 る様々なリスクを学ぶとともに、虐待の予防や深 刻化を防ぐために必要な手立てについて、演習を 通して理解を深める。
	17:15			
	17:15 17:25	<b>【振り返り】</b>	参加者	本日の研修から得られたことについて振り返る。
3 日目 午前	9:30	<b>【演習6】</b> 少年非行と子ども虐待	渡邊 忍 (日本福祉大学社会 福祉学部) 参加者	模擬事例をもとに、児童相談所における少年非行 への支援のあり方について学ぶ。
	11:00			
	11:15	<b>【講義2】</b> スーパービジョンの 基本	衣斐哲臣 (和歌山大学教職大 学院)	児童相談所におけるスーパーバイズの基本的な 考え方を理解した上で、職員の育成について学 ぶ。
	12:45			
3 日目 午後	13:45	<b>【演習7】</b> スーパービジョンの 基本1	衣斐哲臣 参加者	スーパーバイズの基本の講義を受けて、部下への スーパーバイズについてロールプレイ等の演習 を通して実際の方法を学ぶ。
	15:15			
	15:15 15:25	<b>【振り返り】</b>	参加者	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	15:40	終 了		後期研修のオリエンテーション

## 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修〈後期〉 〔法定研修〕

### 1 目的

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。
- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
  - ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

### 2 対象 児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（児童福祉法第13条第8項） \*委託契約に基づく受講となります

### 3 期間 前期・後期を通じて同じ日程で受講してください。

A日程 平成30年10月30日（火）～11月1日（木）

B日程 平成30年11月13日（火）～11月15日（木）

### 4 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	12:30	開 会		
	13:00	【演習1】 子ども虐待対応3 一性的虐待への対応	田崎みどり (横浜市中央児童相談所) 参加者	模擬事例をもとに性的虐待ケースへの対応について理解を深める。特に、被害児への措置等に関する説明のあり方や非加害親の面接について、ロールプレイ等を通して実際の対応を学ぶ。
	14:30			
	14:45	【演習2】 行政権限の行使と 司法手続き	高橋 温 (新横浜法律事務所) 参加者	OJTに基づく事前課題として提出された「法的対応に困った事例」をもとに、法律の解釈や法的手段の活用について学ぶ。
	17:15			
	17:15 17:25	【振り返り】	参加者	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	17:30 19:00	【交流会】		
2日目 午前	9:30	【演習3】 子ども虐待対応4 一親への対応	薬師寺真 (岡山県津山児童相談所) 参加者	虐待に至った保護者の中でも困難ケースへの対応について、家庭訪問や一時保護中の面接等、ロールプレイを通して実際の対応を学ぶ。
	11:00			
	11:15 12:45	【演習4】 社会的養護における 自立支援	星野崇啓 (さいたま子どもの こころクリニック) 参加者	アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケア等社会的養護児童への支援について、模擬事例を通して検討する。
2日目 午後	13:45	【演習5】 社会的養護における ファミリーソーシャル ワーク	平岡篤武 (常葉大学教育学部) 参加者	社会的養護ケースにおける家族関係調整等のあり方について講義や模擬事例を通して理解を深める。
	15:15			
	15:30 17:00	【講義1】 子どもの発達と児童虐待 の影響、子どもの諸問題	奥山真紀子 (国立成育医療研究センター)	これまでの講義や演習を踏まえ、子どもの発達や虐待の影響等について必要かつ最新の知見を学ぶ。
	17:00 17:10	【振り返り】	参加者	本日の研修から得られたことについて振り返る。

	時間	科 目	講 師	内 容
3 日 目 午 前	9:30	<b>【演習6】</b> 事例検討 スーパービジョンの 基本2 大グループ 小グループ	報告：参加者 助言： 藤林武史 (福岡市子ども相談 センター) 菅野道英 (そだちと臨床研究 会) 岩崎明生 (京都府福知山児童 相談所) 宇都宮千賀子 (広島県西部こども 家庭センター) 岩佐和代 (大阪市こども相談 センター) 川松 亮 (子どもの虹情報研 修センター)  他(調整中)	OJT に基づく事前課題として提出された事例 をもとに、大グループと小グループに分かれて 事例検討を行い、スーパーバイズの実際を学 ぶ。
	11:00			
	11:30	<b>【演習7】</b> 事例検討 スーパービジョンの 基本3 大グループ 小グループ		大グループと小グループを前半と入れ替えて、 事例検討を行う。
	13:00			
3 日 目 午 後	14:00	<b>【講義2】</b> ソーシャルワークと ケースマネジメント	宮島 清 (日本社会事業大学 専門職大学院)	これまでの講義や演習を踏まえ、ソーシャルワ ークとケースマネジメントについて、必要な 知見を学ぶ。
	15:30			
	15:30	<b>【振り返り】</b> スーパーバイズの振り 返り	参加者	到達目標に基づき、参加者自身のスーパーバ イズの実践を振り返る。
	16:00			
	16:15	終 了		

平成 30 年度 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修&lt;前期&gt;

## 委託料及び宿泊・バス・昼食等のご案内

受講される皆さまの利便及び懇親のために、宿泊・昼食・バス等をご用意しております。  
参加者登録の際に、これらの利用の有無を入力するようになっておりますので、下記の説明をご確認の上、参加者登録をお願いします。  
宿泊・昼食・バス等の利用者取りまとめ及び会計事務は、旅行業者である神田交通㈱に外部委託しております。

**1 委託料 前期分ひとりにつき：27,000 円（税込）**

法定研修の実施に係る業務委託の費用です。受講前に締結する契約書に基づく費用負担をお願いします。契約書は、参加決定通知書に同封してお送りしますので、締結日と契約者名を記入し、押印の上、速やかにご返送願います。委託契約に関するお問合せは当センターにお願いします。

**2 宿泊 1泊（シングル）7,900 円（朝食つき，税込）**

宿泊を希望する方のために下記のホテルを用意しております。希望する場合は、宿泊日、禁煙ルームの希望等を申し込みフォームに入力してください。（朝食をとらなくても料金は変わりません。）

「ダイワロイネットホテル横浜公園」 <http://www.daiwaroynet.jp/yokohama-koen/>  
〒231-0023 横浜市中区山下町 204 TEL 045-664-3745 FAX 045-664-3746

**3 バス送迎 5,600 円（5 運行，税込）**

ホテル～センター間をバス送迎します。当センターまでは交通が不便なため、送迎バスの利用が便利です。初日の交流会終了後からバス送迎を行います。初日は公共交通機関で当センターまでお越しください。最終日はJR横浜駅にお送りします。所要時間は 30 分程度です。なお、利用申込が 15 名以下の場合、送迎バスは運行できませんのでご承知置きます。

**4 昼食（弁当） 1食 600 円（税込）**

当センターの近くには、レストランやコンビニ等がありませんので、お弁当を注文されるか、昼食を持参していただくことをお勧めします。

**5 交流会 4,000 円（税込）**

初日の夜に当センター内で実施します。初日の送迎バスは、交流会の終了後に運行します。任意参加ですが、参加者相互の情報交換と交流を目的にしていますので、ぜひご参加ください。

**6 支払方法**

参加決定通知書に請求書と振込用紙を同封してお送りしますので、指定の郵便口座に費用を振込んでください。恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

- ◇ 振込依頼書の控を保管してください。領収書の代わりとさせていただきます。
- ◇ 申込み内容の変更やキャンセルがあった場合、キャンセル料をご負担いただく場合がありますのでご承知置きください。

**【問合せ先】**

宿泊・昼食・バス等に関するお問合せは、神田交通(株)にお願いします。

〔担当〕 神田交通株式会社 前島・原田（平日 10:00～17:00）  
〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 531 番 37 号  
TEL 0463-55-1313 FAX 0463-55-5500  
<http://www.youbus.co.jp>

平成 30 年度 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期>  
**申込フォームの入力項目**

ホームページの【**援助機関向けページ**】をクリック → パスワード「crcjapan(半角)」入力 → 【**研修受付**】 → 「研修一覧」で希望する研修名④の **詳細** をクリック → 【**申込**】 をクリック → 「申込入力」フォーム

④A・B 日程の**どちらか一方**を選択してください。また、前期・後期を通じて同じ日程で受講してください。

フリガナ	入力してください
※申込者氏名	入力してください
※性別	選択してください
※年代	選択してください
※区分名	選択してください
※機関地域名	選択してください
※機関名称	選択してください
部署	入力してください
郵便番号・機関所在地・機関電話番号	自動的に表示されます
機関電話番号(直通)	入力してください
※メールアドレス (PC メールアドレス)	入力してください
※職種	選択してください ・行政職 ・福祉職 ・心理職 ・保健職 ・その他
役職名	入力してください
※児相経験年数 (通算)	入力してください
※児童福祉司経験年数	入力してください
※SV 経験年数	入力してください
※所管人口	入力してください
※児童人口	入力してください
※交流会	選択してください
※昼食	選択してください → 申込む方は希望する日付を✓してください
※宿泊	選択してください → 申込む方は希望する日付を✓してください
※禁煙ルーム	選択してください (部屋数の関係でご要望に添えない場合もあります)
※バス送迎	選択してください
※研修申込の承認	所属機関(部署)/施設長の承認を得た上で、必ず✓を入れてください

※印の項目は必須入力です。

表示された機関所在地・電話番号等に間違いがありましたら、当センターまでご連絡ください。

注1：全項目入力後に**確認**ボタンを押して確認画面へ進み、入力内容を確認したら、必ず**申込ボタンを押して**入力内容を送信してください。

\* 確認画面の**申込**ボタンを押さないと、入力内容が当センターまで送信されません。

注2：**申込**の後に折り返して「**受付完了メール**」が届かない場合は、当センターまでご連絡ください。

< 問合せ先 >

- 参加申込受付・キャンセルや研修内容に関する問合せ ( 平日 AM9:00~PM5:00 )  
 子どもの虹情報研修センター〔担当〕研修部 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地  
 TEL 045-871-9317 FAX 045-871-8091  
<http://www.crc-japan.net>
- 宿泊・昼食・バス等に関する問合せ ( 平日 AM10:00~PM5:00 )  
 神田交通株式会社〔担当〕前島・原田 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 531 番 37 号  
 TEL 0463-55-1313 FAX 0463-55-5500  
<http://www.youbus.co.jp>

児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期>  
研修受講の御案内

次の事項をご確認のうえ、研修参加のご準備をお願いします。

## 1 研修場所

子どもの虹情報研修センター 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL 045-871-9317 FAX 045-871-8091

- \* 地図を同封してありますが、交通の便の悪い場所にありますので、時間に余裕をもってお越しください。なお、受付開始時間は、開会の1時間前です。
- \* 当センター周辺は食事をするところがありませんので、昼食を注文されていない方は、最寄りの駅等で各自ご用意いただくことをお勧めいたします。
- \* 当センターには、参加者用の駐車スペースがありませんので、車での来場はご遠慮願います。
- \* 研修室の空調の効き方にムラがあります。寒暖の調節ができるように服装等をご配慮ください。
- \* 研修初日の送迎バスは、交流会終了後に出発する便だけです。申込み時にご注意ください。

## 2 事前課題

### フェイスシート

以下の方法で様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記のアドレスにお送りください。  
全員のフェイスシートを綴じて、研修会当日に配布し、グループ討議などの資料として使用します。

事前課題の提出期限は、A日程：5月14日（月）  
B日程：5月28日（月） 必着 です。  
期限内の提出をお願いいたします

課題送付先：[kenshu@crc-japan.net](mailto:kenshu@crc-japan.net)

送信の際、件名に研修名を入れ、開封確認にチェックしてください。  
開封確認のメールにて受け取りの返事とさせていただきます

「フェイスシート」様式の電子媒体（Word版）：子どもの虹情報研修センターのホームページ（<http://www.crc-japan.net>）の<援助機関向けページ>から、パスワード（[crcjapan](#)）を入力し、<<研修受付>>をクリックして、研修一覧の画面を表示してください。表示された研修のリストのなかから受講する研修の [▶詳細](#) を開いて、<<事前課題>>→<<フェイスシート>>をクリックしてください。様式をダウンロードすることができます。

〔担当〕 子どもの虹情報研修センター  
研修部 中垣・南山  
TEL 045-871-9317  
FAX 045-871-8091  
E-mail [kenshu@crc-japan.net](mailto:kenshu@crc-japan.net)

# 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

## 現 状

・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

## 対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成30年度予算案において、以下の費用への補助を行う。

### 財政面における支援

#### ◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員（S V等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）に対する補助） 《新規》

#### ◆施設整備への支援（一時保護所）

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算 《新規》

### 制度・運用面における支援

#### ◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

#### ◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

## 市町子ども家庭支援体制整備に向けた山口県の取り組み

平成30年3月20日

山口県健康福祉部

こども・子育て応援局 こども家庭課

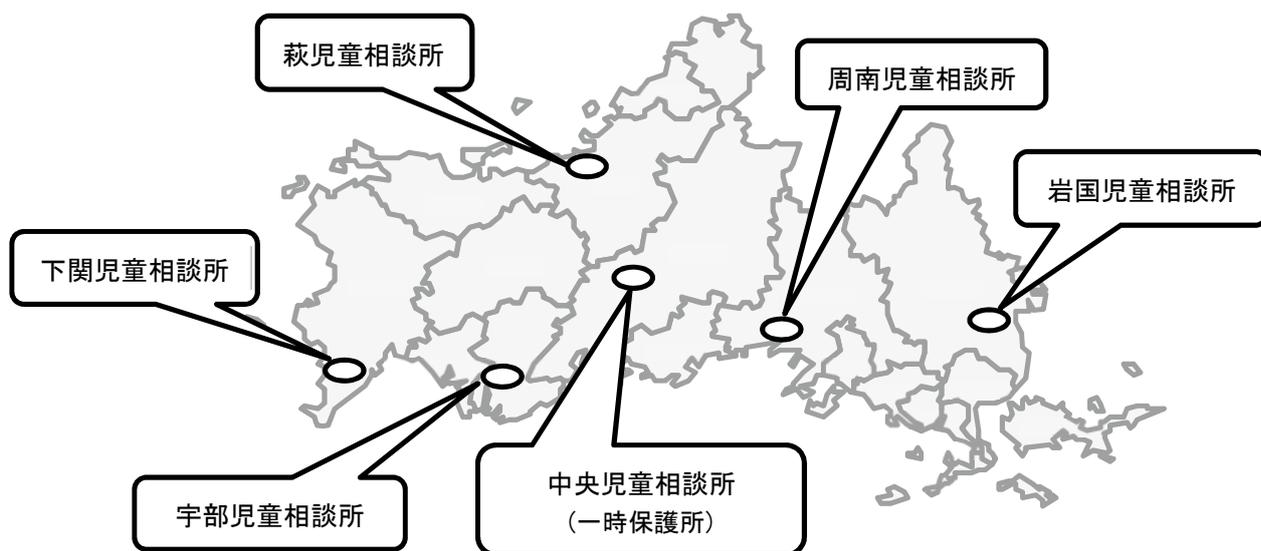
## 1 山口県の児童相談所の概要

	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	合計
管内人口(人)	339,523	224,104	252,023	232,100	268,517	88,462	1,404,729
うち管内児童人口(人)	53,814	31,810	39,515	35,332	38,319	10,917	209,707
管内市町数(市町)	3市	2市5町	3市	2市	1市 (中核市)	2市1町	13市6町 (うち中核市1)
相談受付件数(件)	1,026	728	924	868	756	368	4,670
虐待通告件数(件)	264	183	197	231	199	41	1,115
うち虐待相談対応件数(件)	167	78	112	73	92	29	551
職員数(人)	27	11	12	11	13	7	81
うち児童福祉司(人)	9	6	6	5	7	3	36
うち児童心理司(人)	5	2	3	3	3	2	18

※1 「管内人口」、「うち管内児童人口」は平成27年10月1日現在。

※2 「相談受付件数」、「虐待通告件数」、「うち虐待相談対応件数」は、平成28年度実績。

※3 「職員数」、「うち児童福祉司数」、「うち児童心理司数」は、平成29年4月1日現在。



## 2 体制整備に向けた基本的考え方

- 平成 28 年の児童福祉法改正により、市町村は子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から、継続的なソーシャルワーク業務までを行うこととされた。
- それぞれの地域で、全ての子どもとその保護者に寄り添った支援を行うことは、生活保護制度や DV 被害者支援の制度等、様々な支援メニューを有する市町村が得意とするところであり、市町村の対応力強化により、児童虐待の発生件数の減少も期待できる。
- 元々、平成 16 年の児童福祉法改正により、市町村は「一義的な児童家庭相談」を受ける役割があるとされていたが、山口県では、児童相談所が中心となった体制から大きな変化はなかった。
- このため、今回の児童福祉法改正を、児童相談所と市町の役割分担を整理する最後の機会と捉え、市町子ども家庭支援体制の整備を行っていくこととした。

## 3 山口県が目指す体制整備

### ○平成 32 年度中に、県内全市町で、子ども家庭支援体制の整備完了を目標

＜山口県における市町子ども家庭支援体制とは＞

- ・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点<sup>(\*)</sup>を整備する。
- ・子育て世代包括支援センターとの一体設置を目指す。

\*「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)に定める市町の子ども家庭支援業務を担う機能を有するもの。

\*「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に定める職員配置基準や標準設備の配置まで求めるものではないもの。

### ○目標達成のための具体的な取組み(平成 30 年度から実施)

#### ①児童相談所による市町に対する支援

##### (i) 児童相談所の援助方針会議への市町職員の出席

児童相談所の定例援助方針会議に、市町職員の出席を求め、児童相談所の情報収集や分析の方法、支援計画の立て方、ケースアセスメントの方法等を習得。

##### (ii) 児童相談所職員が市町を巡回し、市町業務のスーパーバイズを実施

市町では心理専門職員の確保が困難であることなどから、児童心理司を含めた児童相談所職員が市町に出向き、市町の相談対応業務等に対するスーパーバイズを実施。

なお、市町に出向くことにより、市町の関係職員(生活保護担当、DV 被害者支援担当、教育委員会職員等)に対するスーパーバイズも可能。

## ②児童相談所から市町への事案の送致

### (i) 泣き声通告

児童虐待通告のうち、軽微な内容のものが比較的多い泣き声通告を児童相談所が受理した場合、市町に送致し、安全確認から市町で対応してもらう。

市町には管内児童のあらゆる情報が揃っており、各担当が連携することで、正確な状態把握が可能となる。(児童相談所の場合、基礎データは持っていないため、調査診断に時間がかかる)

### (ii) 警察からの面前 DV による心理的虐待通告

面前 DV による心理的虐待の通告の殆どは、警察官による安全確認が行われているため、市町に送致した上で対応を行う。

面前 DV ケースの中には、子どもと共に保護者の保護も必要な事例もあり、こうした場合には、市町での対応が効果的となる。

## 4 体制整備に向けての課題

### ○子ども家庭支援体制の具体的なイメージの共有

#### <内容>

市町子ども家庭支援体制に関する整備後のイメージが、市町間、市町内の部局間、市町と児童相談所間で必ずしも統一されていない。

#### <問題点>

「子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にした相談全般等を担う」という機能が共有されていないと、組織間の連携や役割分担に齟齬が生じ、必要な支援が受けられないケースが発生する恐れがある。

#### <対策>

児童相談所と市町の協議を今後も継続する中で、子ども家庭支援体制の具体的なイメージを共有していき、役割分担の内容や、整備目標時期を確定する必要がある。

## 5 体制整備に向けたスケジュール

年度	対象	内 容
平成 28 年度	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 1 回市町部会 (8/26) 行政説明市町に関連する児童福祉法等の改正 (県こども家庭課職員)
	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 2 回市町部会 (1/23) 講義要保護児童等の支援に係る今後の市町の役割 (川崎二三彦 子どもの虹情報研修センター長)
平成 29 年度	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 1 回市町部会 (7/12) 行政説明市町子ども家庭支援体制整備に関する訪問調査 (県こども家庭課職員) 講義児童福祉法の改正に伴う今後の子ども家庭支援 (百瀬秀 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長補佐)
	県・市町	○市町子ども家庭支援体制整備訪問調査 (7/13~9/5) 内容子ども家庭支援の現行体制 子ども家庭総合支援拠点の整備計画 子ども家庭支援に対する拠点の設置や体制充実のための課題 等 県こども家庭課長、児童相談所長ほか 市町子ども家庭福祉主管課長ほか
	県・市町	○市町母子保健及び児童福祉主管課長会議 (10/20) 基調講演夢をつむぐ子育て支援 (吉田学 厚生労働省子ども家庭局長) 行政説明市町子ども家庭支援体制整備 (県こども家庭課職員) 行政説明子育て世代包括支援センターの設置と機能強化 (県こども政策課職員)
	県・市町	○児童相談所と市町による役割分担協議 (市町体制整備完了まで継続) ・協議は児童相談所と市町各々で実施 ・市町の体制整備状況等の情報提供 (県こども家庭課)
	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 2 回市町部会 (2/8) 行政説明市町と児童相談所の役割分担協議状況 (県こども家庭課職員) 報告全国の子ども家庭支援体制整備の状況 (鈴木秀洋 日本大学危機管理学部准教授)
	県・市町	○市町健康福祉主管部局長等会議 (2/23) 県こども・子育て応援局長から、「市町における子ども・子育て支援体制の整備について」の説明を行い、取組みの促進を依頼
	市町	○体制整備 (初年度)
平成 30 年度	県・市町	○児童相談所から市町への事案送致開始 (4 月) ・泣き声通告 ・警察から児童相談所への面前DV通告 (児童相談所による措置が不要な事例のみ)
	県・市町	○児童相談所の市町に対する支援 (市町体制整備完了まで継続) ・児童相談所の援助方針会議等の出席による市町のスキルアップを支援 ・市町を巡回し、市町の業務のスーパーバイズを実施 ・その他必要に応じて連携・支援を実施
平成 31 年度	市町	○体制整備 (2 年度目)
	県	○児童相談所専門職員 (児童福祉司、児童心理司) の増員完了
平成 32 年度	市町	○体制整備 (最終年度)
平成 33 年度	県・市町	○平成 28 年改正児童福祉法に規定する業務を完全実施 (4 月)

## 市区町村子ども家庭総合支援拠点について

### 1. 要 旨

- 改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、市町村が拠点を設置する際の財政支援を行う。

(参考) 児童福祉法第十条の二

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

- また、拠点機能のあり方、推進方策については、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において検討を行い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針(案)がとりまとめられたところ。

### 2. 内 容

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針(案)に基づき、国において設置運営要綱を定め、支援拠点の運営に要する人件費等の費用について補助する。  
運営指針の主な内容は、以下のとおり。

#### (1) 趣旨・目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子ども福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。)の設置に努めるものとする。

#### (2) 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認められた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

#### (3) 対 象

市区町村(支援拠点)は、管内に所在するすべての子どもとその家庭(里親及び養子縁組を含む。以下同じ。)及び妊産婦等を対象とする。

#### (4) 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、平成28年の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした「②要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

具体的には、①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を行う。

#### (5) 類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

- ① 小規模 A 型【児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）当たり1か所】
- ② 小規模 B 型【児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）当たり1か所】
- ③ 小規模 C 型【児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）当たり1か所】
- ④ 中規模型【児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）当たり1か所】
- ⑤ 大規模型【児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）当たり1か所】

以上5類型を基本とする。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが望ましい。

#### (6) 職員配置等

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができ、職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

- ① 子ども家庭支援員
  - 職務：実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関等との連携 など
  - 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等  
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)
- ② 心理担当支援員
  - 職務：心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア など
  - 資格等：大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

- 職務：虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等  
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

主な職員の最低配置人数は以下のとおり

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名(1名は非常勤可)	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時1名(非常勤可)	常時3名
小規模C型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時2名(非常勤可)	常時4名
中規模型	常時3名(1名は非常勤可)	常時1名(非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時6名
大規模型	常時5名(1名は非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時4名(非常勤可)	常時11名

(注) 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村(支援拠点)は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置すること。

(7) 施設・設備

支援拠点には、相談室(相談の秘密が守られること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。ただし、新たに施設を設置(整備)するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。支援拠点には、記録や文書作成に必要な物品のほか、各部屋にはその目的を達成するために必要な器具、調度品等を備えておく。特に、虐待相談・通告受付票、支援計画及び児童記録票などは、多くの個人情報が含まれ、特に子どもや保護者等の支援経過などプライバシーに関わる極めて重要な書類であるとともに、ケースとして終結した後も再び対応することもあり得るため、長期保存とすることも想定し、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しておくことが必要である。

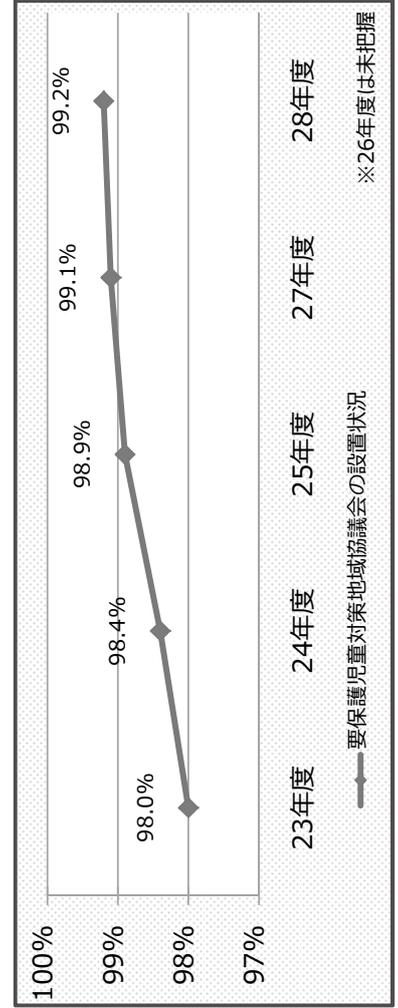


# 要保護児童対策地域協議会の設置状況について

都道府県	管内市町村数	設置市町村数	未設置市町村数
1 北海道	179	179	0
2 青森県	40	40	0
3 岩手県	33	33	0
4 宮城県	35	35	0
5 秋田県	25	25	0
6 山形県	35	35	0
7 福島県	59	54	5
8 茨城県	44	44	0
9 栃木県	25	25	0
10 群馬県	35	35	0
11 埼玉県	63	63	0
12 千葉県	54	53	1
13 東京都	62	60	2
14 神奈川県	33	33	0
15 新潟県	30	30	0
16 富山県	15	14	1
17 石川県	19	19	0
18 福井県	17	17	0
19 山梨県	27	27	0
20 長野県	77	75	2
21 岐阜県	42	42	0
22 静岡県	35	35	0
23 愛知県	54	54	0
24 三重県	29	29	0
25 滋賀県	19	19	0
26 京都府	26	26	0
27 大阪府	43	43	0
28 兵庫県	41	41	0
29 奈良県	39	38	1
30 和歌山県	30	30	0

都道府県	管内市町村数	設置市町村数	未設置市町村数
31 鳥取県	19	19	0
32 島根県	19	19	0
33 岡山県	27	27	0
34 広島県	23	22	1
35 山口県	19	19	0
36 徳島県	24	24	0
37 香川県	17	16	1
38 愛媛県	20	20	0
39 高知県	34	34	0
40 福岡県	60	60	0
41 佐賀県	20	20	0
42 長崎県	21	21	0
43 熊本県	45	45	0
44 大分県	18	18	0
45 宮崎県	26	26	0
46 鹿児島県	43	43	0
47 沖縄県	41	41	0
全国計	1,741	1,727	14

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局虐待防止対策推進室調べ（H28.4.1時点）



雇児総発第 0314002 号  
平成 20 年 3 月 14 日  
(改正経過)

雇児総発 0727 第 7 号  
平成 23 年 7 月 27 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

#### 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）については、本年 4 月 1 日から施行されること、その内容については、「「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について」（平成 20 年 3 月 14 日雇児発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししたとおりであるが、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第 4 条において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方についての分析の責務が規定されることとなったところである。

今後、国及び地方公共団体それぞれにおいては、当該責務を踏まえ、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証作業を行うことにより、児童虐待防止対策が進展することが期待されるが、地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、今般、その基本的な考え方、検証の進め方等について通知するものである。

については、別紙の内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 別紙

### 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

#### 第1 基本的な考え方

##### 1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

##### 2 実施主体

都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が実施することとし、検証の対象となった事例に係る市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。

なお、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の機関が独自に検証を行うことも望ましい。

##### 3 検証組織

検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。以下同じ。）の下に部会等を設置する。なお、検証組織は、地域の実情に応じて事例ごとに随時設置することも考えられるが、常設することがより望ましい。事務局は、当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くものとする。

##### 4 検証委員の構成

検証委員は外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求めるものとする。

##### 5 検証対象の範囲

検証の対象は、虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とすることが望ましい。また、死亡に至らない事例であっても検証が必要と認められる事例については、併せて対象とする。

なお、児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例については、情報量が少ないために十分に検証が行えない可能性もあるが、関与しなかった事情も含め、その地域の保健・福祉等の体制を検証することも必要である。

##### 6 会議の開催

死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましいが、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合には、複数例を合わせて検証する方法も考えられる。

##### 7 検証方法

（1）事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのもので

あり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。

- (2) 検証に係る調査等については、委員の意見を尊重して進めるとともに討議時間を十分確保して行う。
- (3) 都道府県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、検証組織は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- (4) 検証組織は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題、地域の児童福祉の提供体制及び当該事例の家族の要因等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- (5) プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
- (6) 関係行政機関からの情報提供については、児童福祉法第8条第5項において、「都道府県児童福祉審議会（略）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる」とされている。

また、民間の関係機関からの情報提供については、個人情報保護に関する法律第23条に定める第三者提供の制限の適用除外に該当する。これは、同適用除外の場合として、同条第1項第3号において「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が規定されているが、「児童の健全な育成の推進」には児童虐待の防止等も含まれるため、検証作業のために民間機関が個人情報を提供することは同号に該当することによる。

## 8 報告等

- (1) 検証組織は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、また、提言に対する都道府県の取組状況の報告を基に評価を行い、都道府県に報告するものとする。
- (2) 都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告するものとする。
- (3) 都道府県は、検証組織の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行う。
- (4) 都道府県においては、検証結果について、国に報告するものとする。

なお、国においては、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証作業を行っているが、児童福祉法第8条第6項においては「社会保障審議会及び児童福祉審議会（都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会）は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない」とされている。

## 9 児童相談所又は市町村等による検証

- (1) 検証の対象となった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加・協力するものとするが、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。この場合、都道府県が当該検証作業に参加・協力することも必要である。

- (2) 児童相談所や市町村等が実施する検証は、事例に直接関係していた当事者間による内部検証であり、事例を通じて自己点検を行い、機関内における再発防止策を検討したり、都道府県の検証結果を受けて具体的に実施すべき改善策を検討したりするものであることから、第三者による外部検証を念頭に置いた検証とは性質を異にするものであるが、7の検証方法等については、その趣旨に沿って、検証が実施されるのが望ましい。

## 第2 検証の進め方

### 1 事前準備

#### (1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は児童記録票等を通じて、下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。

- ・ 死亡した児童及び家族の状況や特性、死亡時点における家族関係及び家族の歴史、経済状況等（特に乳幼児の事例については、妊娠期からの情報やきょうだいの妊娠期の情報）
- ・ 死亡に至った経緯
- ・ 児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等）
- ・ 市町村の関与状況等
- ・ その他の関係機関の関与状況等

#### (2) 資料準備

ア (1)で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。

「事例の概要」には、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。

イ 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。（乳幼児の事例については、母子保健体制に関するものも含む。）

- ・ 各児童相談所、市町村児童福祉担当等の組織図
- ・ 職種別スタッフ数
- ・ 相談件数
- ・ 相談対応等の概要
- ・ その他必要な資料

ウ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。

エ その他（検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等）の資料を準備する。

### 2 事例の概要把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要を把握する。

#### (1) 確認事項

ア 検証の目的

イ 検証方法（関係機関ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）

ウ 検証スケジュール

## (2) 事例の概要把握

- ア 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- イ 疑問点や不明な点を整理する。

## 3 事実関係の明確化

事例への関係機関の関与状況について、関係機関ごとのヒアリング等を実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。

### (1) 関係機関ごとのヒアリング

- ア ヒアリングには、検証委員の一部あるいは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。
- イ ヒアリングの対象者は、関係機関の所属長あるいはそれに準ずる者とし、必要と状況に応じて、事例を直接担当していた職員を対象とする。転居している事例の場合は、転居前の住所地の関係者も対象とする。
- ウ ヒアリングは、状況に応じて本庁等で実施するか、あるいは、検証委員及び事務局が現地に赴き実施する。
- エ ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点や、事例に直接関わった機関の所属長あるいは担当職員の意見を客観的に聴取し、事例の全体像及び関係機関との関与状況をさらに詳細に把握していく。
- オ 事務局は、ヒアリングの内容について記録を作成するとともに、当初作成した「事例の概要」に、追記していく。
- カ ヒアリングは、個人の責任追及や批判を行うためのものではなく、再発防止に資する改善策を見いだすために行うものである。また、事例を担当していた職員の心理的支援について必要に応じて組織的に取り組むことも必要である。

### (2) 現地調査

- ア 児童の生活環境等を把握するために、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。
- イ 事務局は、現地調査の結果について記録を作成する。

### (3) その他

保護者が起訴された事件については、裁判の傍聴や訴訟の記録を閲覧請求することも必要である。

## 4 問題点・課題の抽出

関係機関ごとのヒアリング等により、事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景（家族の状況を含む。）、対応方法、関係機関の連携、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

## 5 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を

踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、実行する機関名や提言への取組開始時期、評価方法等を明記するなど、具体的な対策を提言する。

なお、行政機関の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言し、検証の全体の終結を待たずに、必要な施策を講じることも考える必要がある。

## 6 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業）

### （1）報告書の作成

ア 報告書の骨子について検討する。

イ 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。盛り込むべき内容例としては、次のものが考えられる。

- ・ 検証の目的
- ・ 検証の方法
- ・ 事例の概要
- ・ 明らかとなった問題点・課題
- ・ 問題点・課題に対する提案（提言）
- ・ 今後の課題
- ・ 会議開催経過
- ・ 検証組織の委員名簿
- ・ 参考資料

ウ 検証組織において、報告書の内容を検討、精査する。

エ 検証組織は報告書を都道府県に提出する。

### （2）公表

児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されていることから、検証結果は公表すべきである。公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。なお、公表の際には厚生労働省に報告書を提出する。

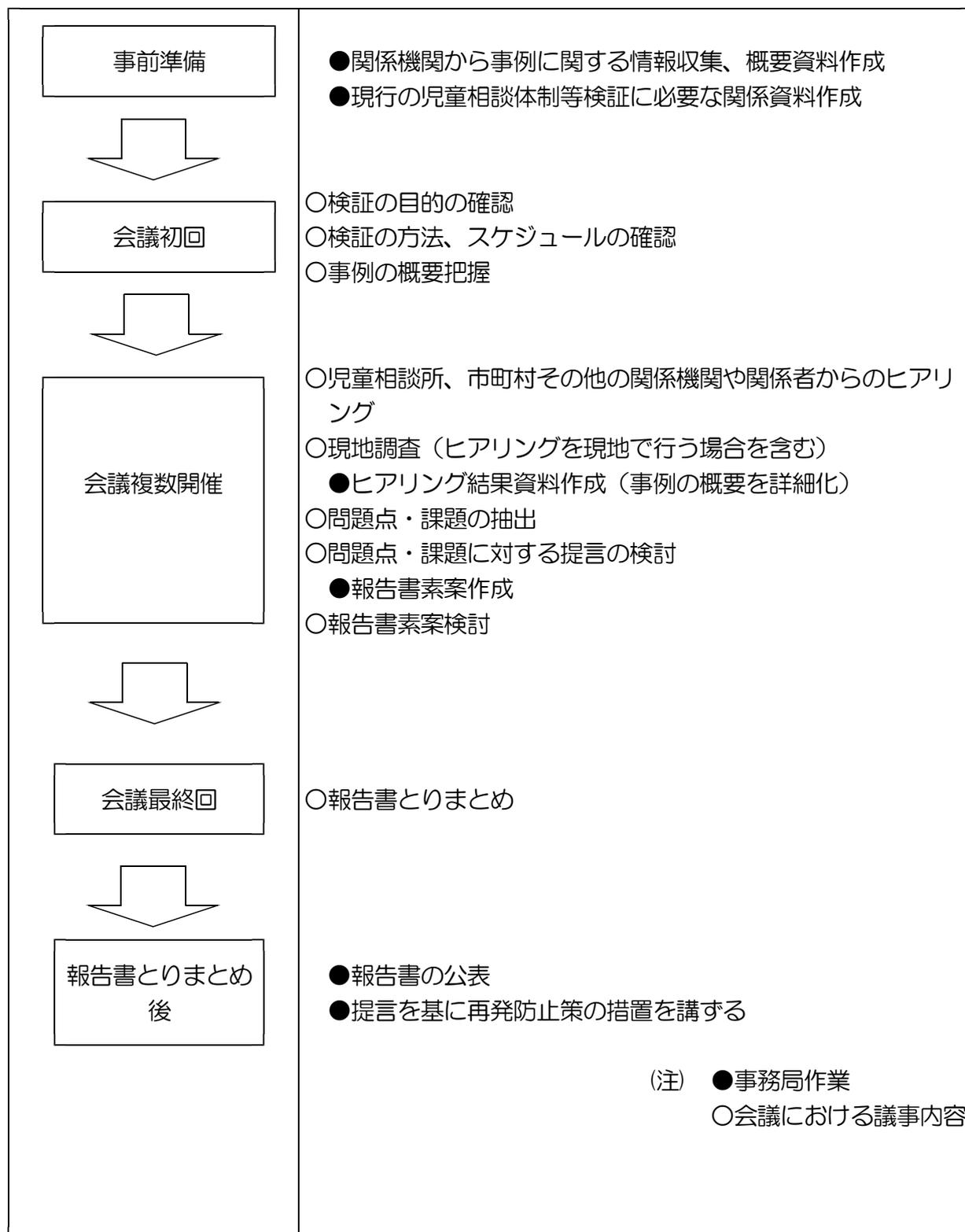
### （3）提言の実施状況

事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとともに講じた措置及びその実施状況について検証組織（都道府県児童福祉審議会）に定期的に報告し、検証組織は、報告を受けた内容について評価する。

別添

### 【参 考】 検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する



# 平成29年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施について

「居住実態が把握できない児童」に関する調査について（平成29年8月4日付け子家発0804第1号）

## <調査について>

- 「居住実態が把握できない児童」については、特に支援を必要としている場合があることから、乳幼児健康診査が未受診等で電話や家庭訪問等による連絡が取れない状況にある「調査対象児童」については、早急な所在及び安全確認を行うことが必要である。
- 平成28年度に引き続き、平成29年6月1日時点の調査対象児童について、平成30年5月31日までの各市町村における所在等の確認状況の調査を実施中。※ 調査の概要については別添参照。

## <調査に当たっての留意事項>

- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診、訪問等をしても養育者が子どもに会わせない、転居を繰り返している等により児童の所在等が確認できない場合は、虐待のおそれがあることも念頭に、早急な児童の所在及び安全の確認、状況把握を行う。
- 所在等の確認に当たっては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や警察等の関係機関と連携を図る。
- 海外出国・居住の可能性が低い場合には、頻繁な家庭訪問、市町村内の関係部署との情報共有により、所在等の把握につながる情報の把握に努める。  
※ 出国確認以外の方法で確認された児童の8割以上が「頻繁な家庭訪問等により確認」及び「同一市町村内で確認」により所在等の確認ができている（平成28年度調査）
- 児童の所在等が確認できた際に、支援が必要と認められる場合は、要保護児童対策地域協議会にケース登録して関係部署、関係機関が連携して支援の方針・内容を検討し、必要な支援サービス等の活用や措置の実施を図る。
- 児童の所在等が確認できた後も、居住実態を継続的に確認し、必要な支援を行うため、継続的な家庭訪問等により、保護者等と連絡を取り合う関係構築しつつ、支援を実施する。

# 平成29年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施について【概要】

- 回答期限 第一次期限：平成29年4月10日 第二次期限：平成30年6月6日  
※平成30年4月1日時点。全市町村。

## 平成29年6月1日時点の全調査対象児童について必須調査項目

- ①住所地都道府県名、市町村名 ②年齢、学年、性別 ③戸籍の有無 ④調査対象児童の存在を把握した時期
- ⑤調査対象児童の存在を把握する端緒となった主な業務
- ⑥平成26～28年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していたか否か

- 回答期限：平成29年4月10日 第二次期限：平成30年6月6日  
※平成30年4月1日時点。全市町村。

いる市町村。

## 平成29年6月1日～平成30年5月31日までに所在等が確認できた児童についての調査項目

- 居所都道府県名、市町村名
- 住民票上の住所地での居住の有無
- 所在等が確認できた方法、その詳細
- 所在等の確認につながる情報が得られた調査先
- 所在等が確認できた年月日
- 義務教育就学中の児童で、出国確認以外の方法により確認した場合の、所在等の確認時の就学の状況
- 出国確認以外の方法により確認した場合の、「所在等が確認できるまでの間」又は「所在等の確認時」における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無
  - ・「情報あり」の場合  
当該情報の詳細、所在等確認時の状況  
市町村、児童相談所等による支援内容等
  - ・「情報なし」の場合  
所在等の確認時の状況

## 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童についての調査項目

- 家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況等
- 調査対象児童の存在を把握して以降の訪問調査の回数
- 調査対象児童の所在等を確認するための調査先（※）
  - 〔※〕 自市町村の関係部署等、自都道府県内の関係機関等、  
自都道府県外の関係機関等、その他
- 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無、具体的対応
  - ・「情報あり」の場合の当該情報の詳細
- 要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、登録の時期、登録しない理由
- 児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、依頼の時期、依頼しない理由
- 警察への通報（相談）状況、通報（相談）の時期、行方不明者届提出の有無、通報（相談）しない理由
- 東京入国管理局への照会状況、直近の回答日
- 海外出国又は海外居住の可能性に関する情報の有無
- DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無
- 所在等を確認する上で生じている個々の問題点

## 児童虐待防止推進月間における取組について（平成29年度）



- 平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発を実施。
- 月間の開始にあたり、毎年閣議において厚生労働大臣から各大臣に対し、**月間への積極的な協力と「オレンジリボン・バッジ」の着用を依頼**（閣議日：10月27日（金））。

### 1 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表

- （平成29年度最優秀作品）『いちはやく 知らせる勇氣 つなぐ声』 安間 梓さん（愛知県）の作品
- ※ 全国からの応募総数6,477作品の中から最優秀作品を選考し、最優秀作品の作者には、厚生労働大臣賞を授与。厚生労働省が作成する各種広報媒体に掲載。

あんま あずさ

### 2 広報・啓発物品の全国配布【別紙参照】

ポスター、リーフレットなど、児童相談所全国共有ダイヤル「189」を記載した広報・啓発物品を作成、配布。

### 3 一般メディアの活用等による広報啓発

- ・ 新聞突出し広告で「189」等を周知（中央4紙、地方62紙等に順次掲載）（11月27日（月）～12月3日（日））
- ・ 政府広報・Yahoo!バナー広告への掲載（11月13日（月）～19日（日））



厚生労働省庁舎のドレスアップ

### 4 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ

室内照明により厚生労働省の庁舎（中央合同庁舎5号館）の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようドレスアップを実施（11月6日（月）～10日（金）の5日間）。

※ 全国の自治体においてもライトアップ、横断幕の掲揚等の取組を実施。

### 5 児童虐待防止対策協議会の開催

児童虐待に関係する府省庁等及び関係団体等が一堂に会し、連携強化や更なる対策の充実を図るため、児童虐待防止に向けた取組状況に係る情報交換等を行う。

（日時）11月22日（水）13:30～15:30（会場）厚生労働省18階専用22会議室

※ 月間では、全国の自治体、関係府省庁、関係団体等においても様々な取組を実施（厚生労働省ホームページに掲載）。



## 平成30年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

厚生労働省では、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、開催地の関係自治体が共催となって、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を開催している。

平成30年度は、宮城県及び仙台市の共催により、下記のとおり開催を予定している。

### 【平成30年度開催案】

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in みやぎ（仮称）

日程： 平成30年10月28日（日）

会場： 仙台国際センター（宮城県仙台市青葉区）

構成： 《午前》・開会式

（主催者・共催者代表挨拶、「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰）  
・基調講演

《午後》・分科会（児童虐待防止に関する5つ程度のテーマにて開催予定）

・全体会

・閉会式

その他： 事前申込制（定員1,000名程度。申込方法等については、追って厚生労働省ホームページ等により周知予定。）

参加費無料

## 刑法の一部を改正する法律の概要

- 平成26年10月～平成27年8月  
「性犯罪の罰則に関する検討会」
- 平成27年10月9日 法制審議会に諮問  
(平成27年11月～平成28年6月：刑事法(性犯罪関係)部会で審議)
- 平成28年9月12日 法務大臣に答申

### ① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 (新法第177条, 第178条2項, 第181条等関係)

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交, 肛門性交又は口腔性交 (性交等) に改め, その罪名を「**強制性交等罪**」とする。  
※ 現行法は, 「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としている。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし, 同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とする。

### ② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設 (新法第179条等関係)

- ・ 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について, 強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設ける。

### ③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等 (新法第241条等関係)

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は, その先後を問わず, 無期又は7年以上の懲役に処することとし, その罪名を「**強盗・強制性交等罪**」とする。  
※ 現行法では,  
強盗が先行→無期又は7年以上の懲役 (強盗強姦罪)  
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役 (強姦罪と強盗罪の併合罪)

### ④ 強姦罪等の非親告罪化 (現行法第180条等関係)

- ・ 強姦罪, 準強姦罪, 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して, 非親告罪とするとともに, わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とする。

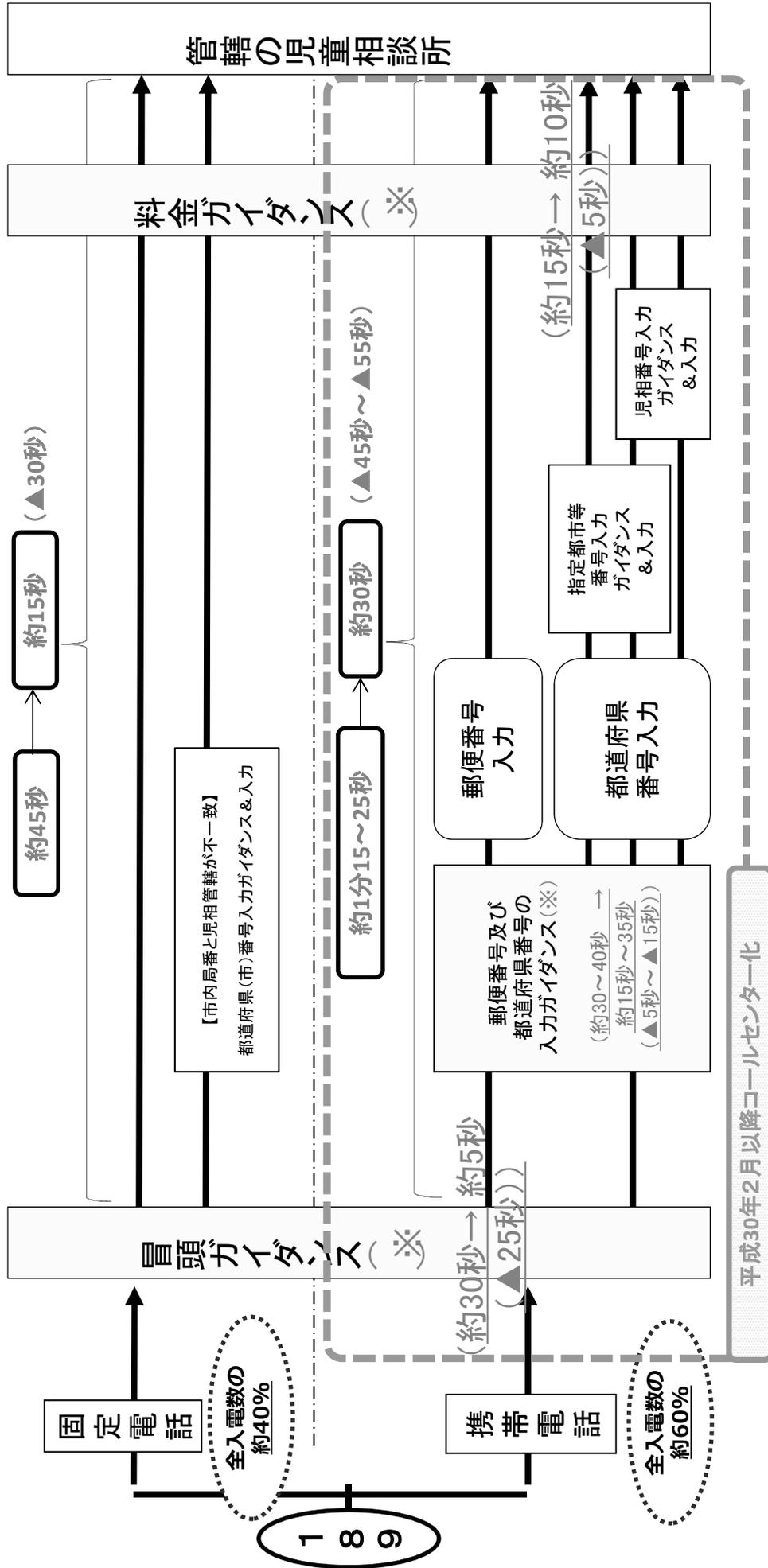
※ 公布の日：平成29年6月23日

※ 施行期日：平成29年7月13日

# 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の運用改善について

## 平成28年4月の改善内容

音声ガイダンスの短縮(※のガイダンスを短縮)により、189にかけてから児童相談所に電話がつながるまでの平均時間を約70秒⇒約30秒に短縮(▲40秒(▲60%))



## 平成30年2月の改善内容

携帯電話からの発信については、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応するコールセンターを平成30年2月から運用開始。(児童相談所に電話がつながるまでの時間:約30秒～約1分50秒 ⇒ 約30秒程度に短縮)